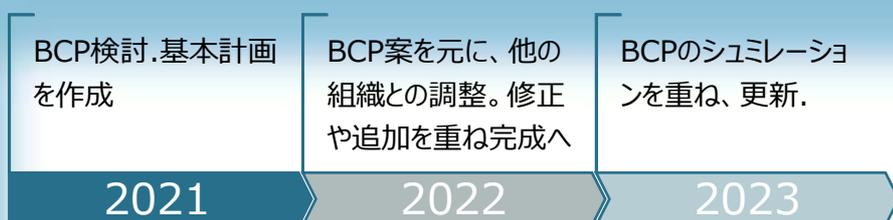


社協のための BCP策定支援事業 テキスト

いざという時、利用者と職員を守り続けるために…
多機関と協働で地域に貢献していくために…

2023年度までに



はじめに

実効性のあるBCP策定のため 本事業のご活用を

令和3年度の法制度改正により、社会福祉施設の事業継続計画づくりが3年の経過措置をもって義務化され、市町村社協においても、国が示す「ひな形」をもとにBCP策定がスタートしています。

しかし、社会福祉協議会には、福祉・介護サービスの継続だけでなく、災害ボランティアセンターの運営をはじめとした地域の復旧・復興に向けた特別の役割が期待されています。

そこで、本会の防災福祉アドバイザーである石井布紀子氏を中心とするBCP策定講師チームとの連携のもと、社会福祉協議会のためのBCP策定支援事業を実施することとしました。

災害時の社会福祉協議会の使命を果すうえで、実効性のあるBCP策定を進めるため、この事業が十分に活用されることを願っています。

令和3年（2021年）9月

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会
会長 藤原忠彦

できることから 少しずつ 進めましょう

BCP策定講師チーム

社協は、なぜ・どのようにBCPに取り組む必要があるのか、・何から手をつければよいのかわからない。という声が、多数聞こえています。

BCP策定の有無が、報酬単価に影響する介護や障害サービス、該当する部門の担当者こそ、急ぐべきではないのか、という声も聞こえます。

BCPは、組織の災害対応や平時からの減災対策について示す業務継続計画のこと、法人としての取組が必須です。

そこで、この度、経験豊富な助言者にてチームを作り、長野県社協とともに、県内市町村社協のBCP策定のお手伝いを致します。

予算がない場合もご相談に応じますので、ぜひ、できることから少しずつ、BCP策定をおすすめ頂きたいと願います。

令和3年（2021年）9月

NPO法人さくらネット
代表理事 石井布紀子

BCP策定支援 事業概要

福祉・介護事業所に災害時事業継続計画（BCP）の策定が義務化されたことを契機に、より実効性あるBCP策定を目指したい市町村社会福祉協議会のニーズに応えるため、長野県社会福祉協議会の防災福祉アドバイザーを中心に「BCP策定講師チーム」が結成されました。

県社協は、この講師チームに関する情報提供を行うとともに、初回の体験派遣について経費の一部を負担するなどBCP策定を支援します。

事業主体:長野県社会福祉協議会

役割	氏名	役名等
講師	石井 布紀子氏	特定非営利活動法人さくらネット代表理事 長野県社会福祉協議会防災アドバイザー
講師	園崎 秀治氏	オフィス園崎代表 長野県社会福祉協議会防災アドバイザー
講師	後藤 至功氏	佛教大学 専門職キャリアサポートセンター 専任講師
マネージャー	松村 隆 氏	社会福祉法人長野いのちの電話事務局長 元社会福祉法人賛育会豊野事業所事務長

事業内容

①体験派遣の実施

○ 申込先

長野県社協まちづくりボランティアセンター
TEL: 026-226-1882

○実施方法 市町村社協の依頼に基づき、石井講師及び
本会職員が訪問して、動画教材を交えながらBCP策定の
概要に関する研修を行う。

○経 費 2万円（市町村社会福祉協議会主催
事業に限る。）

○内 容 集合研修(概ね120分)

テーマ 社会福祉協議会におけるBCP策定の必要性と意義

- ① 本会職員から事業概要の説明
- ② 石井講師から講師チームの紹介【紹介動画】
- ③ 「社会福祉協議会のBCP策定について」（園崎講師、動
画講義）
- ④ 「BCPに関する情報・法令等トピックス」（後藤講師、
動画講義）
- ⑤ 石井講師から今後に向けたアドバイス、質疑応答等

事業内容

②継続的な指導を 依頼する場合

各社協と講師チームの契約



○ 依頼方法

実効性のあるBCP策定を行うため、継続的な指導を希望
する場合は、BCP策定講師チーム事務局（特定非営利
活動法人 さくらネット内）に直接依頼すること。

○ 申込先

BCP策定講師チーム事務局（特定非営利活動
法人 さくらネット内）

TEL:

B C P 策定講師チームメンバー

石井 布紀子氏 (いしい ふきこ)

1995年に発生した阪神淡路大震災の際に被災し、被災地での要援護者支援などに関わり始める。その後、研修の講師や兵庫県・内閣府他の様々な会議の委員・アドバイザーを経て、現在は地域福祉の視点に立つ防災・減災の取組を推進している。

2005年から赤い羽根の中央共同募金会が設置する災害ボランティア活動支援プロジェクト会議の幹事および共同事務局。

また、2012年から「1.17 防災未来賞ぼうさい甲子園」事務局を担っている。現在、特定非営利活動法人さくらネット代表理事、一般社団法人子どものエンパワメントいわて理事、長野県社会福祉協議会防災福祉アドバイザー。



園崎 秀治氏 (そのぎき しゅうじ)

1994年、社会福祉法人全国社会福祉協議会に入職。

2005～12年、14年～18年 ボランティアセンターの災害担当として、災害発生時に先遣として現地入りし、全国段階での支援の要否確認に入る役割を担う。また、11年にわたって、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）による災害ボランティアセンターの運営を支援する支援者派遣調整を担う。

2021年、被災地支援の三原則

（被災者中心、地元主体、協働）を旨とする「オフィス園崎」を設立、長野県社会福祉協議会防災福祉アドバイザー。



B C P 策定講師チームメンバー

後藤 至功氏 (ごとう ゆきのり)

1995年阪神・淡路大震災で全壊被災。避難所、仮設住宅等を経験する。同年、兵庫県社会福祉協議会入職後、地域福祉推進、法人経営支援の業務に携わる。

2006年、同社退職後、(有) コラボねっとの研究者となる。

現在、佛教大学専門職キャリアサポートセンター専任講師。



松村 隆氏 (まつむら たかし)

秋田市出身。東京での大学時代に東京YMCAのボランティア活動にのめり込み、卒業後はそのまま職員となり、地域活動、野外教育を担当した。1988年から野外活動センター勤務のため長野市に赴任。

1998年より民間病院事務長に転職、2015年から、社会福祉法人賛育会の豊野病院事務長。

1994年より長野いのちの電話の設立に参加し、活動を継続している。

令和元年東日本台風災害では、2.4メートルの浸水被害のなかで、利用者と職員の命を守り、事業所と地域の復興に奔走している。



社協の BCP作成 について

講師 園崎 秀治氏



社会福祉協議会が進める
事業継続計画(BCP)の策定

園崎 秀治

長野県社会福祉協議会BCP策定支援事業

Contents

1. 社会福祉協議会の災害時の役割
2. 社会福祉協議会が発災直後に直面すること
3. BCP（事業継続計画）とは
4. 被災を経験した社協から学ぶ
5. これからBCPを策定するにあたって

1. 社会福祉協議会の災害時の役割

社会福祉協議会の法的な位置づけ

社会福祉法に位置づけられた組織

- 「**地域福祉の推進**を図る団体」
- 市(区)町村を圏域に「**市区町村社協**」を、都道府県を圏域に「**都道府県社協**」が設置。都道府県社協の連合体として「**全国社会福祉協議会(全社協)**」が設置される。
- 社会福祉法人(社会福祉施設などを経営する法人)などの社会福祉関係者、ボランティアや民生委員などの福祉活動を行う者、さらには行政機関も参加。

社会福祉協議会

- ◎誰もが安心して生活を送ることができる住民参加による福祉のまちづくりをめざす。
- ◎社会福祉法に「地域福祉の推進」を目的とすることを定められた非営利・公益の民間団体。
- ◎全国のネットワークを有する。

市区町村社会福祉協議会

1846カ所 職員 約14万人

- ・住民の福祉活動やボランティア活動の支援
⇒ボランティアセンターの運営、住民活動の組織化活動
- ・住民の生活課題への相談・支援
⇒生活福祉資金、法律相談、福祉サービスの利用支援
- ・福祉サービスの提供(訪問介護、通所介護等)
- ・福祉活動の計画化(コミュニティづくり)

都道府県・指定都市社会福祉協議会

67カ所 職員 約1万5千人

- ・広域的な福祉活動の支援
⇒ボランティアセンターの運営、市区町村社協への支援
- ・福祉施設や福祉サービス事業者の組織化
- ・福祉サービス利用者の権利保護
⇒苦情解決、第三者評価など
- ・福祉人材養成・確保など

全国社会福祉協議会

1カ所 職員 約130人

- ・民間福祉活動等の全国的な調整

参加
・理事・評議員
・各種委員会
・会員

地域住民(福祉委員会等)

ボランティア団体

当事者組織(障害者団体・老人クラブなど)

民生委員・児童委員

福祉サービス事業者(社会福祉施設など)

保健・医療機関

その他関係機関など
(教育、経済団体など)

社会福祉行政・機関

社会福祉協議会が災害VCを運営する意味

- 地域を基礎に活動を展開
 - ・ **日常的に住民と接している(地縁組織と顔の見える関係がある)**
 - ・ センター閉所後は、**社協の本来的機能として、被災者の生活支援、被災地の復興支援にあたる**(生活支援相談員による支援など)
- 地域福祉を推進する団体としての機能・事業
 - ・ もともと**使命として、地域の生活課題を把握し、解決する機能を有している**
 - ・ 福祉の相談機関・福祉サービス事業者として要援護者を把握している
 - ・ ほとんどの社協は平常時から「ボランティアセンター」という機能を有する
 - ・ 行政や幅広い機関・団体とも関係を構築している
 - ・ 民間としての機動力がある
- 全国的なネットワークを有する組織
 - ・ すべての自治体に存在する
 - ・ 全国的なネットワークを有している
 - ・ 多様なセクターとの協働ができる基盤がある 等

災害時の社会福祉協議会の役割

被災地

市区町村社会福祉協議会

ここに災害ボランティアセンター、生活支援相談員（地域支え合いセンター）などの機能が急に上乗せされる

被災地の市区町村の社協等関係団体は、福祉サービス利用者や災害時要援護者をはじめとする多様な福祉的、生活的な支援を必要とする人びとの安全確保や生活支援に取り組む。

（具体的活動）

施設・在宅の要援護者の避難支援や安否確認、一時的な避難場所の提供、福祉避難所の運営や一般避難所の支援、災害ボランティアセンターの開設・運営、生活福祉資金の貸付、仮設住宅やみなし仮設住宅入居者の支援等

これらの活動は、平時の活動と同様、地域に密着した取り組みが基本となるため、被災地の社協等関係団体の関係者が主体となって行うこととなる。

平成25年3月19日 「大規模災害対策基本方針」（全社協）より

災害時の社会福祉協議会の役割

広域

都道府県社会福祉協議会

災害の規模が大きく、被災地の社協等関係団体だけでは対応しきれない場合、まず、当該都道府県内の被災地外の社協等関係団体の関係者が支援活動に協力する。

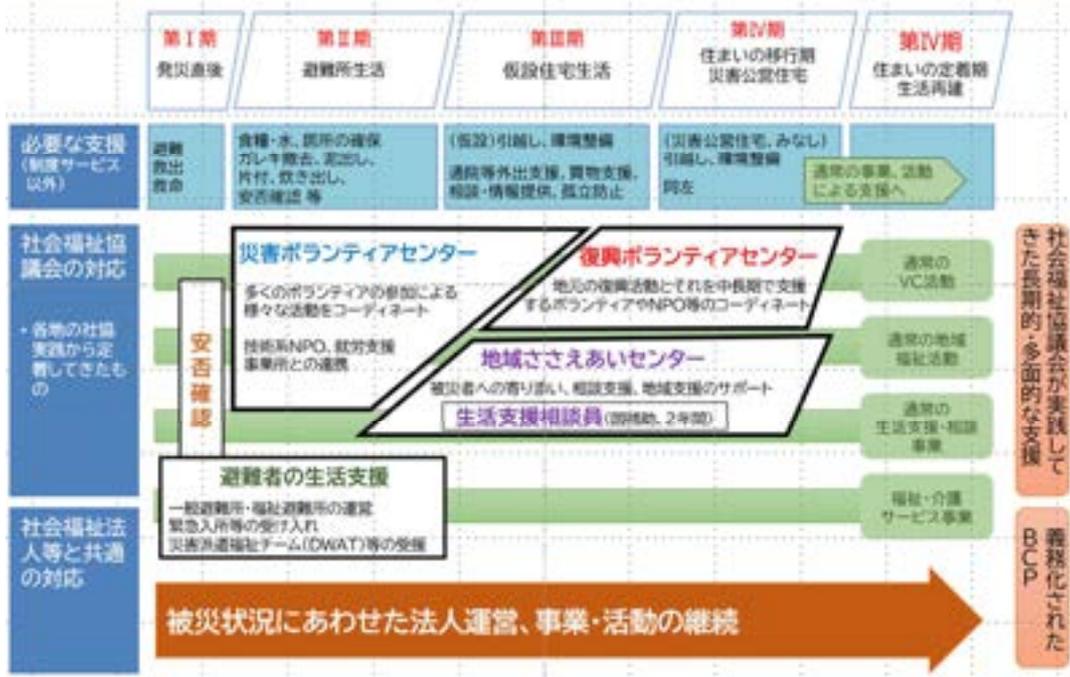
都道府県内の社協関係団体だけでは対応ができない場合、都道府県社協は、締結されている相互支援協定等に基づき、ブロックの社協等関係団体に対し、支援活動を要請する。

全国社会福祉協議会

全国規模の支援活動に関する社協等関係団体の連絡・調整およびブロックの社協等関係団体の支援活動の支援を行う。

平成25年3月19日 「大規模災害対策基本方針」（全社協）より

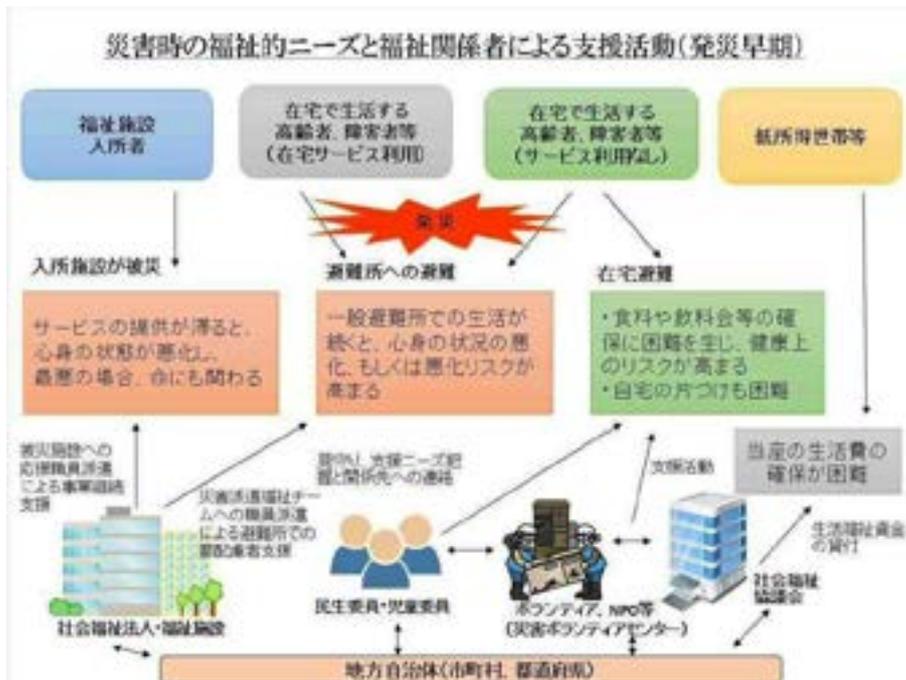
被災者の生活フェーズの移行と社会福祉協議会の対応



長期的・多面的なかたちで、社会福祉協議会の災害時の支援が求められるように

(2019年5月22日) 「被災地に対する社協ネットワークの役割と支援の提案／全社協・地域福祉推進委員会」をもとに、長野県社協で加筆修正

福祉分野における災害支援体制整備の現状



- 災害ボランティアセンターによるボランティア支援 (社協)
- 災害派遣福祉チームによる福祉専門職の一般避難所支援 (専門職)
- 福祉避難所の開設と運営 (社会福祉施設・社協)
- 災害ボランティアセンターの運営支援 (社協)
- 社会福祉施設間の被災施設応援 (同種別間の福祉施設)
- 生活困窮者への生活福祉資金貸付 (社協)
- 要支援者見守り“一人も見逃さない運動”(民生委員・児童委員)
- 地域支え合いセンター等による生活支援相談員を中心とした復興期の見守り・相談 (社協)

など

「災害時福祉支援活動の強化のために－被災者の命と健康、生活再建を支える基盤整備を－ (提言) 令和元年9月30日・全社協」より

2. 社会福祉協議会が発災直後に直面すること

(災害VC周辺で)初動に起こること

災害VC = 社会福祉協議会

早急な立ち上げ（設置）の外圧

マスコミ

自治体
(首長)

世論
(市民・支援者)

災害VC側としては、初動期に積極的な情報発信を行い、
「災害VC設置宣言」と、「災害V募集時期」「災害V活動開始時期」を
区別して対応する等の工夫が重要。

初動で入ってくる外部支援者の影響の大きさ

- 初動の混乱期に、真っ先に駆けつける外部支援者。誰が最初に入るかによって、災害ボランティアセンターの運営体制に大きな影響を及ぼすことが多い
- 支援の三原則（被災者中心・地元主体・協働）を踏まえていない支援者が入ったときに、被災地が苦しむことになる可能性もある
- 最後に被災者に寄り添って支援するのは地元の人間以外にないことを当初から忘れないこと

・地元主体で運営をしていくための、災害VC運営に関わってくれる地元関係者との平時からの関係性づくりが重要。
・外部支援者に関する情報を、県域や全国域の関係者・知人から迅速に情報入手できるネットワークも役に立つ。

災害VCの重責と社協本来ミッション

災害ボランティアセンターを担う役割が、小さな組織である市区町村社協にとって組織全体で取り組む「重責」となっている現実

地元社協職員にしかできないことは何か

VCの運営は外部からの経験者に一定程度任せるとは可能。

「地元の職員でしかできないこと」に関われる体制を如何に作るか。

- ・住民に対して顔の見える支援
（足を運んで話をしながら状況確認する → 安心感につながる）
- ・地縁組織のパワーバランスや住民間の感情等に配慮した調整
- ・止めることができない対利用者業務・・・

**そもそも社会福祉協議会が行っている日常業務で
「止められないもの」は誰が担うのか**

3. BCP(事業継続計画)とは

BCP = 事業継続計画策定の義務化(経過措置3年)

- 介護事業者、障がい福祉サービス事業者は、災害時・感染症発生時における事業継続計画を2021（令和3）年から3年以内に策定することが、義務化されました。

どんな趣旨でそのようなことが決まったのでしょうか。
これら事業を実施する法人（社会福祉協議会含む）は
何をこれからしなければならないのでしょうか。

BCP(事業 継続計画) とは

- 定義：「大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを事業継続計画（Business Continuity Plan、BCP）と呼ぶ。」（「事業継続ガイドライン第3版」/内閣府防災担当）
- 事業・業務の中断・阻害に対応して、事業を復旧・再開・回復するように文書化された手順
- 「平常時の対応」「緊急時の対応」の検討を通して、①事業活動レベルの落ち込みを小さくし、②復旧に要する時間を短くすることを目的に作成された計画書

BCPのこれまで

日本では企業の事業継続計画（災害等のインシデントにより企業が経済活動ができなくなり倒産することを避けるため）が早くから検討されてきた

2005.8「事業継続ガイドライン第一版 わが国企業の減災と災害対応の向上のために」〔内閣府（防災担当）〕

その後、2007.3解説書、2009.11第二版、2013.8第三版を発売

福祉分野のBCPのこれまで

H21.3「福祉施設経営における事業継続計画ガイドライン【地震対策編】」（全国社会福祉施設経営者協議会）

H25.3「次なる災害に備える」（社会福祉施設全国青年経営者会）

H26.3「福祉事業所における事業継続計画（BCP）策定ガイドライン 災害に強い地域づくり」（浜銀総合研究所）

H27.3「今が災害に備えるとき！ 事業継続マネジメント実践の手引き」（全国社会福祉法人経営青年会）

R2.3「社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業報告書」（MS&ADインターリスク総研）

R2.6「社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定について（依頼）」（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課）

R2.12「新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」（介護施設・事業所向け、障害福祉サービス向け）

R2.12「自然災害発生時の業務継続ガイドライン」（介護施設・事業所向け）

R3.3「自然災害発生時の業務継続ガイドライン」（障害福祉サービス向け）

見直しのきっかけとなった災害と制度

- 2016（平成28）年台風10号 岩手県岩泉町
高齢者グループホーム「楽ん楽ん」 入居者9名が死亡
- 2017（平成29）年、水防法・土砂災害防止法の改正
浸水想定区域・土砂災害警戒区域内福祉施設は、避難確保計画の策定及び避難訓練の実施が義務化
- 2020（令和2）年7月豪雨 熊本県球磨村
特別養護老人ホーム「千寿園」 入所者14名が死亡
- 2021（令和3）年、自治体の個別避難計画策定の努力義務化、福祉施設等のBCP義務化



20161030岩手県岩泉町（平成28年台風10号） 「楽ん楽ん」にて

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告の概要	
<p>新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、国境の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重症化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。</p>	
<p>1. 感染症や災害への対応力強化 ※各事項は主なもの</p> <p>■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築</p> <p>○日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染予防策の強化 ・業務継続に向けた事前の強化 ・災害への地域と連携した対応の強化 ・適任介護等の事業所内での業務の確保に関する取組 	
<p>2. 地域包括ケアシステムの推進</p> <p>■住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進</p> <p>○認知症への対応力向上に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症専門ケア提供の認知度向上への取組 ・介護施設への認知症介護支援研修等実施の取組 <p>○看取りへの対応の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DTPの取組推進 ・施設等における評価の充実 <p>○医療と介護の連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全施設での医師ニーズへの対応強化 ・高齢入居者の介護施設等での受入れ促進 <p>○在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護や訪問介護 ・緊急時の対応対応の充実 ・仮設施設での介護サービスの提供 <p>○ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率化による認知症の認知・医療連携等の推進 ・介護予防支援の充実 <p>○地域の特性に応じたサービスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域等への対応（地方自治体等） 	<p>3. 自立支援・重症化防止の取組の推進</p> <p>■対応の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進</p> <p>○リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画作成や評価等に関する連携の強化 ・口腔、栄養専門職の関与の明確化 ・リハビリテーションマネジメントの強化 ・認知症予防等の連携による介護の推進 ・通所介護や在宅等における外部のリハビリ施設等との連携による介護の推進 ・通所介護における認知症予防や認知症対応の強化 ・介護保険施設や通所介護等における口腔ケアの連携や栄養マネジメントの強化 <p>○介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CHASE、VIGIT等の取組 ・活用とPDCAサイクルの推進 ・ADL評価等取組の充実 <p>○寝たきり防止等、重症化防止の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設での日常生活支援の強化 ・寝たきり防止の推進
<p>4. 介護人材の確保・介護現場の革新</p> <p>■喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応</p> <p>○介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与水準の向上 ・介護職員の働き方改革の推進 ・職員の確保促進 ・定着に資する取組の推進 ・サービス提供体制強化取組における介護福祉士が多い職場の評価の充実 ・人員配置基準における両方支援への配慮 ・ヘルスマネジメントの強化 <p>○テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITやAI機器を導入した場合の活用における人員配置の緩和 ・介護や多職種連携におけるICTの活用 ・特設の併設の併設の併設等の緩和 ・コミュニティの認知症対応の取組の推進 <p>○文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書類・印字の削減 ・業務の効率化による省力化 ・業務効率化の推進 	<p>5. 制度の安定性・持続可能性の確保</p> <p>■必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る</p> <p>○評価の適正化・重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価項目の適正化 ・評価項目の適正化 ・評価項目の適正化 ・評価項目の適正化 <p>○報酬体系の簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額報酬制（療養介護） ・介護の連携強化（口腔、栄養等）
<p>6. その他の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度におけるリスクマネジメントの強化 ・高齢者虐待防止の推進 ・基本報酬（介護）の見直し 	

感染症・災害への対応力強化がトップに記載されている

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応
- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.56% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特別付加費+0.22%（令和2年9月までの限）

<p>1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等</p> <p>(1) グループホームにおける重度化・高齢化に対応するための報酬の見直し ・ 地域移行支援を含む必要のケアの必要有無に対する支援の評価等</p> <p>(2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し</p> <p>(3) 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実を図るための加算の新設</p> <p>(4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し ・ 重度障害者支援加算の算定期間の延長及び単位数の見直し等</p> <p>(5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し ・ 基本報酬の充実・従事評価されていないから相談支援業務の評価等</p>	<p>4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> - 自立生活援助における夜間の緊急対応・電話相談の評価 - 地域移行支援における地域移行支援の質の評価 - 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価 - 精神保健医療と福祉の連携の促進 - 関係官公人・関係支援協議会と関係の連携の促進 - ピアサポートの活用等の評価
<p>2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応</p> <p>(1) 就労移行支援・就労定着支援の質の向上に資する報酬等の見直し ・ 就職意向への移行の定率の評価等・定着実績を踏まえたきめ細かな対応等</p> <p>(2) 就労継続支援A型の基本報酬等の見直し（スクア方式の導入）</p> <p>(3) 就労継続支援B型の基本報酬等の見直し（報酬体系の類型化）</p> <p>(4) 医療型短期入所における受入体制の強化 ・ 基本報酬の充実・医療的ケアを必要とする障害児者利用対象者に配慮付</p>	<p>5 感染症や災害への対応力の強化</p> <p>(1) 待機からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進 ・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の評価（委員会開催、資料の整備、訓練の実施） ・ 業務継続に向けた取組の強化（業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施） ・ 地域と連携した災害対応の強化（訓練に当たっては地域住民との連携）</p> <p>(2) 支援の継続を要する障害福祉現場におけるICTの活用 ・ 遠隔支援や報酬算定に必要なとなる会議等について、タブレット等を用いた対応を奨励する。</p>
<p>3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進</p> <p>(1) 医療的ケアが必要な障害児に対する支援の充実 ・ 個別化ケアを用いた基本報酬の新設・看護職員加算加算の算定要件の見直し</p> <p>(2) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し ・ 基本報酬見直し・より早期の支援を開始する加算の新設（13歳未満児）</p> <p>(3) 児童発達支援の報酬等の見直し</p> <p>(4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し ・ 人員配置基準の見直し・アットホームケアの取組に資する評価</p>	<p>6 障害福祉サービス等の持続可能な提供と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し</p> <p>(1) 医療連携体制加算の見直し ・ 医療的ケア等の看護の連携を考慮した加算算定の設定</p> <p>(2) 障害者虐待防止の更なる推進・身体拘束等の適正化の推進 ・ 虐待防止委員会の設置・身体拘束等の適正化のための取組の推進</p> <p>(3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し ・ より柔軟な配置（フルタイム）の見直しによる加算の取得促進 ・ 処遇改善加算（W及びV）等の廃止・加算率の見直し</p> <p>(4) 業務効率化のためのICTの活用（再掲）</p> <p>(5) その他経過措置の取扱い等 ・ 看護職員加算の経過措置の廃止 ・ 遠隔加算の新設（遠隔継続支援入型、就労支援ダイヤサービス）</p>

6つの柱のうちのひとつに「感染症や災害への対応力強化」が挙げられる

令和3年2月4日 厚生労働省資料



参考

厚生労働省より、『業務継続ガイドライン』が、自然災害発生時と新型コロナウイルス感染症発生時の2種類が、また「介護施設・事業所」「障害福祉サービス事業所等」とそれぞれ向けに作成されている



研修動画の構成

総論	新型コロナウイルス感染症編	自然災害編
1: BCPとは	2: 共通事項 3: 入所系 4: 通所系 5: 訪問系	6: 共通事項(概要編) 7: 共通事項 8: 通所サービス固有事項 9: 訪問サービス固有事項 10: 居宅介護支援サービス固有事項

※項目をクリックするとページ内の動画に移動します。

<介護サービス類型毎の対象項目>

- ・入所系サービス: 1, 2, 3, (6), 7
- ・通所系サービス: 1, 2, 4, (6), 7, 8
- ・訪問系サービス: 1, 2, 5, (6), 7, 9
- ・居宅介護支援サービス: 1, 2, 5, (6), 7, 10

※「6: 共通事項(概要編)」は、「7: 共通事項」の内容を、整理にまとめたものです。

- ✓ 厚労省HPに研修動画が掲載
- ✓ 社協は通所系、訪問系を実施する法人も多いことから参考できる

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (厚生労働省). The main navigation bar includes links for 'Home', 'Search', and various service categories. The current page is titled '感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等' (Infection Control Manual, Business Continuity Guidelines, etc.). Under this title, there are two main sections: '障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて' (About the Infection Control Manual for Staff in Disability Welfare Service Facilities/Businesses) and '障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等について' (About Business Continuity Guidelines, etc. for Disability Welfare Service Businesses, etc.). Each section includes a brief description and a list of downloadable Word documents with their respective file names and sizes.

Word形式でひな形が入所・通所・訪問系それぞれに用意されています
※参考にはなるが、個性が強いためそのまま活用するのは難しいかもしれません。

標準化は難しいということ踏まえて、それぞれの法人・施設で策定のプロセスを経ることが求められます

BCPにおける考え方の違い（自然災害と感染症）

参考

項目	自然災害	新型コロナウイルス感染症
事業継続方針	<ul style="list-style-type: none"> ● できる限り事業の継続・早期復旧を図る ● サービス形態を変更して事業を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し事業継続のレベルを決める → 正確な情報を基に的確に判断する
被害の対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 主として、施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> ● 主として、人への健康被害が大きい → 業務継続は、主にヒトのやりくりの問題
地理的な影響範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害が地域的・局所的 	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害が国内全域、全世界的となる
被害の期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去事例等からある程度の影響想定が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
被害発生と被害制御	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震の場合は兆候がなく突発する ● 被害量は事後の制御不可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ● 被害量は感染防止策により左右される → 感染防止策が重要
事業への影響	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業を復旧すれば業績回復が期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 集客施設等では長期間利用者が減少し、業績悪化が懸念される

厚生労働省
「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」資料より

出典：「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」（厚生労働省老健局、令和2年12月）を基に作成 | 6

感染症対策として重要なこと

- 職員のモチベーションを如何に下げないようにするか
- 濃厚接触を避けられない職場で集団生活をしている限り、リスクは他の職種より高い
- それゆえに社会における重要な「エッセンシャルワーカー」
- 感染に関する一番の問題は「風評被害」「恐れ・不安」
- 法人全体で「**かかっても誰も悪くない**」という考え方を常に発信し続けることの大切さ
- 「第一号になりたくない」と言った時点で感染者を貶めていることを自覚すべき
- 何としても職員間の「分断」だけは阻止すること

4. 被災を経験した社協から学ぶ

社会福祉協議会の法人全体としての 災害時の対応を考える

- 社会福祉協議会は多様な事業を展開している
- 地域ごとに社協の事業規模や事業内容にも大きな差がある
- 社協の職員数も社協ごとに異なることも踏まえる必要がある
- 各事業の事業継続の優先順位とともに、災害時にのみ発生する業務（災害ボランティアセンター運営や福祉避難所対応等）を想定する
- 法人全体で災害をどう乗り切るかの視点

社会福祉協議会の多岐にわたる事業

□法人経営部門

□地域福祉活動推進部門

- 地区社協・小地域活動支援、ふれあいいいきいきサロン、ボランティアセンター事業、生活支援体制整備事業等

□相談支援・権利擁護部門

- 生活困窮者自立支援事業、日常生活自立支援事業、権利擁護センター・法人後見、生活福祉資金貸付事業、地域包括支援センター等

□介護・生活支援サービス部門

- 介護保険法に基づく事業（在宅介護、デイサービス、特養等入所施設運営）、障害者総合支援法に基づく事業（在宅、通所、作業所、入所施設等）、児童福祉法に基づく事業（保育所、社会的養護施設等）、その他行政からの委託・補助で行う配食サービス事業、移動支援事業等

事業ごと、災害の種類ごと等、分冊もありと考える

• 分冊化（例）

□（豪雨時）事前避難行動手引き

□（地震時）職員の初動行動手引き

□災害時職員参集ハンドブック

□利用者安否確認マニュアル

□福祉避難所開設・運営マニュアル

□災害VC開設・運営マニュアル 等

目次の整理

被災社協を支援する方策は…

- ✓ 地域が「被災したこと」で発生する困難状況に付随する「やらざるを得なかったこと」とは？
 - ✓ 「被災したこと」で肥大化する業務は何か？
 - ✓ 発災前からの事業で止めることのできない事業とは？
 - ✓ 災害ボランティアセンター運営の負担の分散化は？
-
- 被災地外からの支援の力を、社協事業継続や被災者（住民）支援の使命において活かせることはあるのか
 - 誰がその部分を担えるのか
 - 社協職員同士だからこそできることは

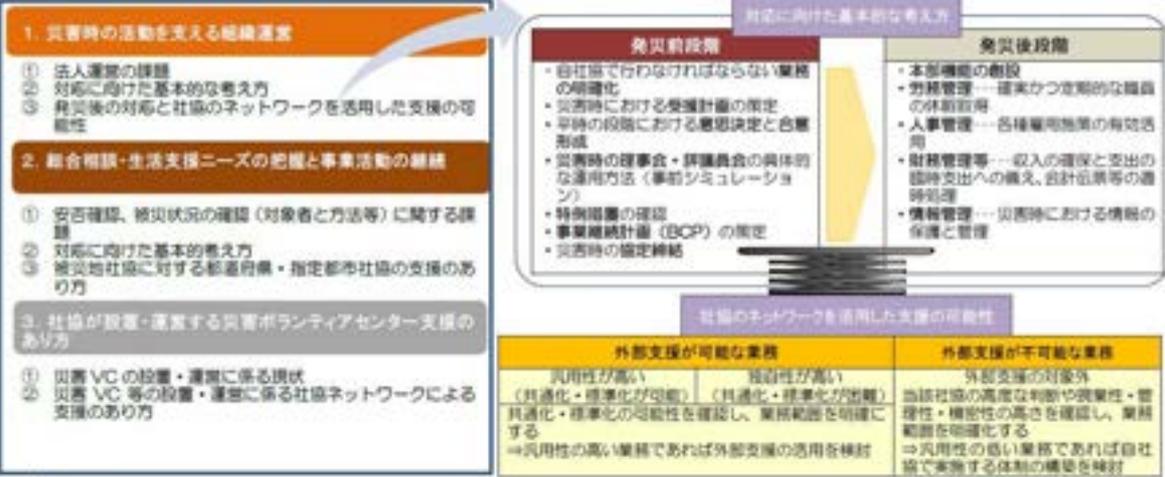
「東日本大震災および大規模災害被災者・社協支援連絡会議」や「大規模災害被災社協アンケート」調査結果を踏まえた報告書(提案)

- 『被災地に対する社協ネットワークの
役割と支援の提案』
～社協の法人運営と事業・活動の継続に向けて～
【全社協・地域福祉推進委員会(令和元年5月22日)】

被災地に対する社協ネットワークの役割と支援の提案 ～社協の法人運営と事業・活動の継続に向けて～(概要)

概要 大規模災害発生後、被災地の社協では、各種事業の利用者の安否確認や地域におけるニーズ把握、生活支援の実施、一般事業の早期再開などが求められる。しかし、現実には、災害ボランティアセンターの設置・運営等が優先され、本来取り組むべき支援ができない、あるいは後回しになるといった状況が生じる。

また、社協ネットワークを活用した社協職員派遣による被災地社協の支援についても、この間、災害ボランティアセンターの運営支援が中心となり、必ずしも社協業務の特性や強みを生かした外部支援ができていない。このため、災害ボランティアセンター以外の事業・活動の継続に向けた被災地の社協の課題と対応を整理し、今後の社協ネットワークを活用した支援の可能性やあり方等について、その考え方を提案する。



大規模災害では、被災により新たな発生した支援ニーズに対する特別な対応が求められる一方、平時の福祉課題が顕在化したり、発災前より抱えていた福祉課題がさらに厳しい状況に追い込まれる住民も多数出てくる側面をはらんでいる。様々な支援機関・団体と支援活動をともにするなかで、改めて社協のビジョン、ミッション、バリューの確立し、「今、社協として何をあつことが最も大切になるのか」を常に確認しながら活動することが求められる。

優先的に継続もしくは復旧させなければならない社協の事業・活動（3つまで）	
①	見守り支援活動（小地域ネットワーク活動）・・・44.4%
②	ふれあい・いきいきサロン・・・3.7%
③	生活福祉資金貸付事業・・・30.2%
④	日常生活自立支援事業・・・33.9%
⑤	地域包括支援センター・・・9.0%
⑥	障害者相談支援センター・・・2.1%
⑦	在宅福祉サービス（高齢者）・・・67.2%
⑧	在宅福祉サービス（障害者）・・・36.0%
⑨	在宅福祉サービス（児童・その他）・・・4.2%
⑩	生活困窮者自立支援事業・・・2.1%
⑪	その他（主な内容：総合福祉センターの運営、福祉有償運送事業、地区社協事業等）・・・19.6%

『被災地に対する社協ネットワークの役割と支援の提案～社協の法人運営と事業・活動の継続に向けて～』
【全社協・地域福祉推進委員会(令和元年5月22日)】

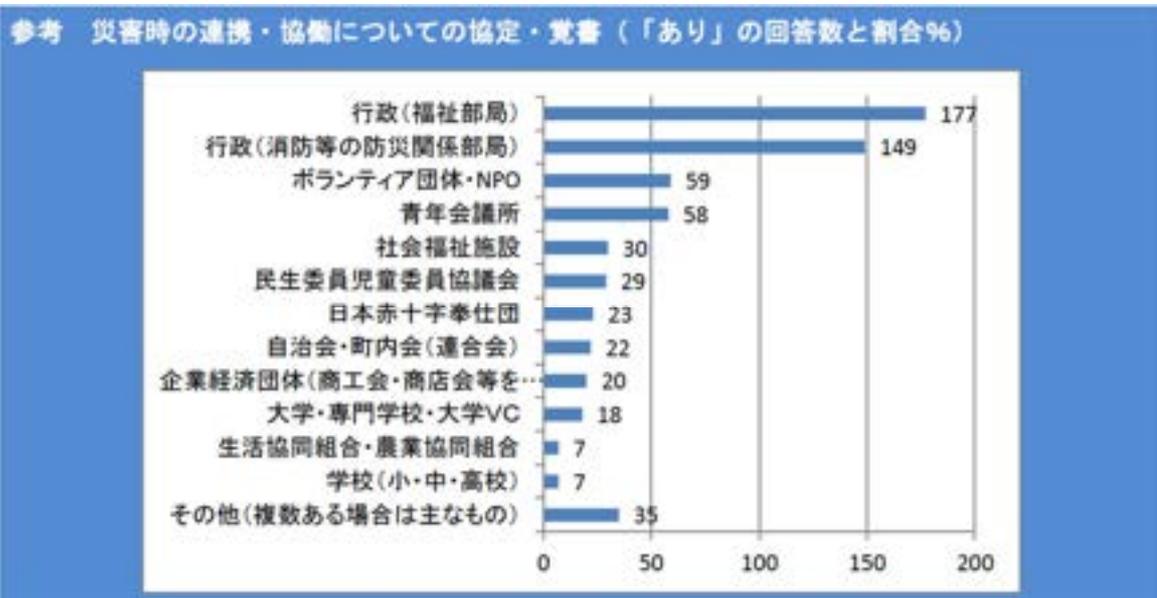
被災経験社協からの提案 発災前段階

- 自社協で行わなければならない業務を明確化したうえで、災害時における受援計画を策定する
 - ⇒ まさにBCPの策定。「受援力」が問われる。
- 災害時の 理事会・評議員会 の具体的な運用方法等についてシミュレーションを行う
 - ⇒ 最重要決定機関の災害後の稼働方法も視野に入れる

※東日本大震災や平成 28年熊本地震の際は、事業年度の終了後 3か月以内に評議員会を開催する等の規定については、期限を超えて開催しても認められる旨の通知が発出されている。

被災経験社協からの提案 発災前段階

- 災害時の連携・協働・協力に向け関係機関と協定を締結する



全国社会福祉協議会『社会福祉協議会活動実態調査2015』より

被災経験社協からの提案 発災後

- 社協内に災害対応に特化した本部機能を設ける
- 事務局長が率先して休暇を取得し、職員が確実かつ定期的に休暇が取得できるように労務管理を行う
 - ⇒ 被災後、激務に職員が心身ともにバーンアウトしてしまうケースが後を絶たない
- 復旧・復興に向けた各種雇用施策を積極的に活用し、組織体制を構築する
 - ⇒ 「復興支援センター」「支え合いセンター」などを受託し、生活支援相談員等を新たに雇用するケースが一般化し始めている

被災経験社協からの提案 発災後

- 災害時における収入の確保と臨時の支出に備えておく
- 災害時の経理決算業務は、できるだけ後回しにせず、適時処理をしておく
 - ⇒ 財務管理・財務処理の重要性。混乱の中でどう乗り切るか。この分野の受援も視野に入れる必要性。
- 災害時に喪失してはいけない情報を確認し、安全な方法を用いて管理する
 - ⇒ 物理的な保管の安全性、クラウドの活用による管理などの検討

被災経験社協からの提案 発災後

- 包括的な相談支援体制を地域福祉計画に位置付け、発災時にも機能させる
 - ⇒ 災害VCとは別に、専門職を中心とした総合相談・生活支援センター機能を構築しておくことが有効
- 発災後、早い段階からの生活支援相談員を配置し、支援する
 - ⇒ 2019年度より「被災者見守り・相談支援事業」として一般事業化され、今後一定規模以上の大災害が発生した場合、生活支援相談員の配置等がなされる。それを見越した早期の動きが重要となる。

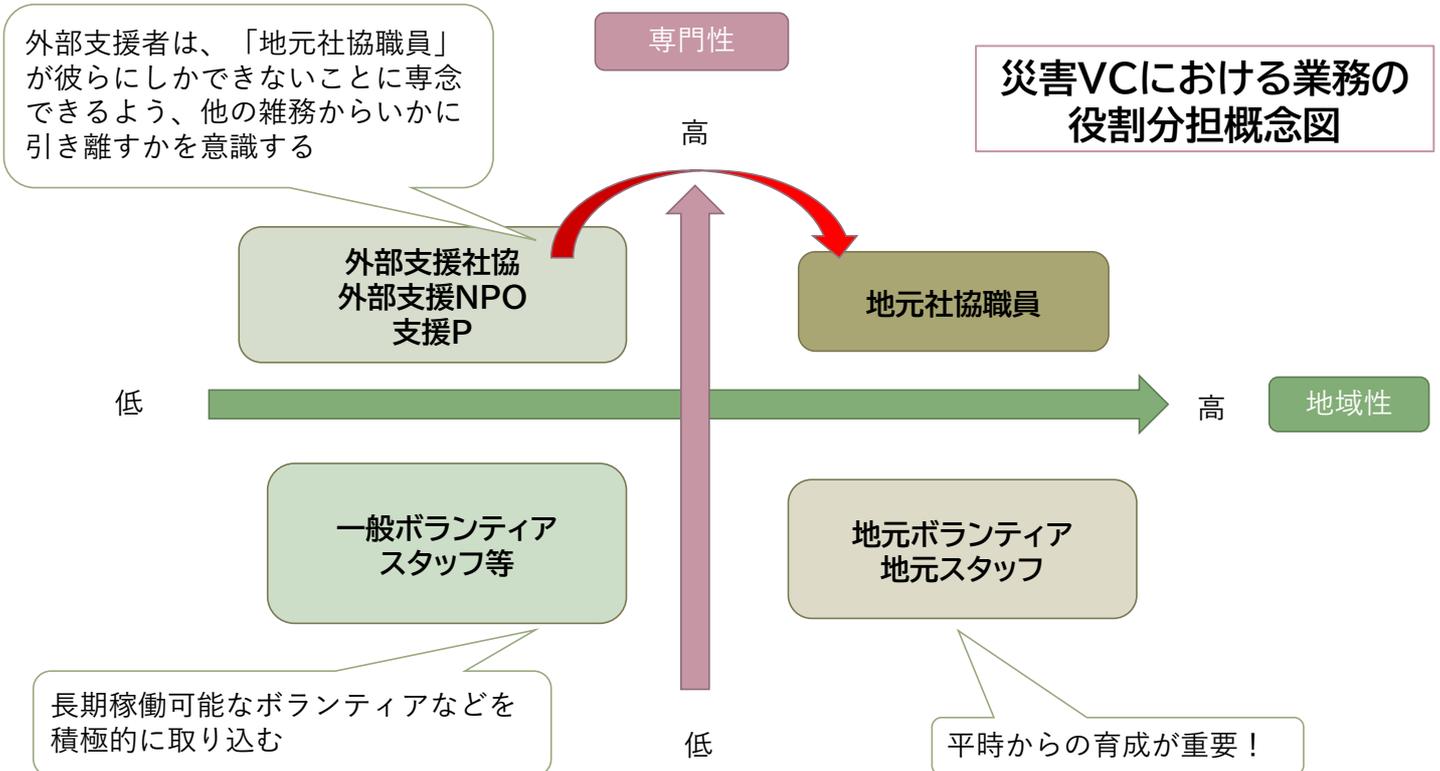
被災経験社協からの提案 発災後

- 生活課題の捉え方は、発災直後から生活支援段階までフェーズをまたぎつながっていることを意識する
 - ⇒ 災害VCで把握した被災者ニーズは後の復興支援への流れにつながっていくことを当初から意識すること
- キャッチした生活課題は、被災者に対する公的支援や一般施策につなげる
 - ⇒ 復興は長い道のり。一般施策と融合させていくことが重要（復興予算はいつか期限がくる）

◆ 外部支援の活用可能性のある業務

	内容	例
定型的業務	マニュアル化等により誰が行っても同じ結果が得られるなど、業務が定型的なもの、あるいは大量に発生する業務	会計・出納（給与・取引業者への支払い含む）、調査・統計 等
専門的業務	高度な技術、専門的な知識を必要とし、専門的な知識、技術、設備等の活用が期待できる業務	電話対応、介護保険サービス・保育サービス、給与事務 等
企画運營業務	ニーズ調査、情報交換会、情報発信の資料制作など、企画・構想力・ノウハウを活用して効果的な運営が期待できる業務	被災者の集い、情報共有会議運営 行政サービス等の情報収集と資料作成 等
施設維持管理業務	指定管理施設の維持管理など、他者でも効率的・効果的な管理が期待できる業務	施設管理 等
現業的業務	管理的な事務ではなく、定型的な現場業務	清掃、システム保守 等

『被災地に対する社協ネットワークの役割と支援の提案』～社協の法人運営と事業・活動の継続に向けて～
【全社協・地域福祉推進委員会(令和元年5月22日)】



被災社協に求められるのが“受援力”

- 災害ボランティアセンターを運営する側が、受援力をつける(外部支援を受け入れる)ことにより、被災者に届く支援の量が増え、質が上がり、復興のスピードが早まる
- 災害ボランティアセンターは多様な人材が運営に関わることで、支援のメニューの多様性が確保される(協働で運営することが求められる理由)
- 過去の被災経験者や運営の中核経験がある人、支援経験の豊富な人の助言は、初めて被災した状況におかれた被災地支援者にとっては不可欠なもの

5. これからBCPを策定するにあたって

BCP策定をスタートさせる前に

検討体制をどうしますか？

- ✓事業ごとのリスクの洗い出し、優先順位の選定、対応方法（事業継続のための代替手段）を検討するためには、その事業に精通する人が必要
- ✓事業ごとに参加できるプロジェクトチームの設置が必須

まず最初にお さえない重要 なポイント

(厚労省ガイドラインの
総論部分)

- 基本方針
- リスク把握
- 優先業務の選定

これらが土台にあって、その先の業務の具体的内容や事業を継続するための代替手段等は、“一例”と考える

根本理念の大切さ

- 非常事態の中で一番大切なのは、次々と起こる想定外に対して判断・行動するための拠り所となる「根本理念」
- そもそも法人の経営理念、クレドは何か
- 利用者との関係、地域との関係はどうあろうとしているか
- 加えて、被災という非常事態における「最優先」すべき考えは何か（命を守る、冷静を保つ…など）
- 忘れてはいけないのは「職員を守る」という視点。利用者・職員に命の軽重はありません

事例) 茨城県常総市社会福祉協議会

2015年関東・東北豪雨で被災

- 2015年9月10日12時50分の大規模な鬼怒川の決壊により、市内の行き来が不能となり、発災当初から職員が事業所の拠点ごとに分断された
- 常総市役所本所も水没し、市役所としての機能が停止。通信インフラも市内全域で遮断された。
- びしょびしょに濡れた市民が、水没を逃れた常総市社会福祉協議会の建物（耐震構造に問題があり避難所としては指定されていなかった）に大勢逃げ込んでくる状況となった。
- 社会福祉協議会の建物の職員は、避難所管理責任のある市役所と掛け合うも対応不能との回答から、急遽24時間体制で動ける職員で**自主避難所**対応を開始した。
- 一方、堤防決壊箇所近く、周辺が広範囲に被災している中にあった社協運営の「心身障害者福祉センター」を拠点に**災害ボランティアセンター**の運営準備を行い、支援を開始した。
- 自主避難所として100名を超える市民を発災当初昼夜を問わず被災された住民の対応を行った社協は「常総市内で最高の避難所だった」との評価を得るに至った

想定外の職員の分断（通常業務継続、災害VC運営、避難所運営）を乗り越えたのは、社協が誰のため何のための組織であるかという核がぶれなかったことによる。



201509避難所となった常総市社会福祉協議会の建物

201509茨城県常総市災害ボランティアセンター



事例)陸前高田市 特別養護老人ホーム高寿園

2011年東日本大震災
発災直後

- 高台に施設があったこと故に、着の身着のままの市民758人が避難してきた
- 職員・入所者・デイサービス利用者を合わせて1,000人を超える人で、あらゆるスペースが溢れ、居場所確保の修羅場に（翌日にはさらに100人が増える）。
- 電気・水道が機能しない中、この人数の食事をどうするのか…
 - 災害用のプロパンガスと貯水タンク、備蓄食糧を分け合う
 - 加えて最大避難所の中学校からのオーダーに応じて食事を提供さえした
- 乗り越えるために大事にしたのは

災害時に救ってくれるのは手順書のようなマニュアルではなく、

「根本の理念」であるということの証左。

「命をつなぐ」「公平」「笑顔」

被災前の街並みが
想像できないほどの津波の爪痕



201104陸前高田市(H23東日本大震災)



201211岩手県陸前高田市「高寿園」にて

その上で…BCPを考え策定することの意義

- BCPを検討する過程（プロセス）が重要
- プロセスにおいて法人が置かれている地域とそこで想定されている被害リスク、考えられている対策などについて知る
- 事業の優先順位を考える中で、非常時に何が真っ先に優先されるべきかを洗い出す
- その流れのなかで「想定力」「判断力」を養う
- それこそが非常時の状況に対する臨機応変な対応を可能にし、防災・減災力を高めることとなる

策定に向けた進め方(検討事項)

1. BCP策定について法人の方針決定
2. BCP策定グループ（プロジェクトチーム）の編成
3. チーム員全員でのキックオフ（基本事項の講義）
4. 地域での防災計画等の確認
5. 既存のマニュアル類との整合性・活用
6. 利用者・職員の個別事情の把握
7. 個別事業ごとの具体的検討
8. 法人独自の配慮事項
9. 法人全体での集約
10. 策定内容の職員への共有
11. BCPの定着、ブラッシュアップ

自己紹介

園崎秀治（そのざきしゅうじ）

社会福祉法人全国社会福祉協議会（全社協）にて

- 1994～2005年 総務部人事担当
ボランティア活動保険の開発・運用担当も
- 1999年、台湾中部大震災の支援のため2度現地入り
（死者2,415人、行方不明29人）
- 2005～2012年 ボランティアセンター
- 2011年の東日本大震災では自らの住む浦安市も液状化で被災
- 2012～2014年 法人振興部（施設担当）
社会福祉施設問応援の調整で繰り返し現地入り、福祉施設の災害時のBCP策定ガイドライン作成に関わる。
- 2014～2018年 再度ボランティアセンター
2005年以降、ボランティアセンターでは災害担当として災害発生時に先遣として現地入りし、全国段階での支援の要否確認に入ることが多かった。
訪問した災害ボランティアセンターの数は130を数える。
11年にわたって、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）の運営支援者派遣の調整担当として、災害のたびに支援P派遣調整を行ってきた。
- 2018年～2020年 国際部
台湾において、日本の災害支援の現状について国際会議にて報告。
- 2020年4月～3月 出版部
2021年3月号にて月刊誌3誌にて東日本大震災から10年の振り返りを企画。
- 2021年5月 全社協退職

2021年、より柔軟により積極的に全国各地の防災・減災活動支援、被災地支援に貢献すべく、**独立**。
被災地支援の三原則（被災者中心、地元主体、協働）を旨とする
「OfficeSONOZAKI（オフィス園崎）」
として活動を開始している。



57

現在…

- 長野県社協防災福祉アドバイザー
- 静岡県社協災害福祉支援アドバイザー
- ぐんまDWAT アドバイザー
- 国立研究開発法人防災科学技術研究所 客員研究員
- サイボウズ社 防災デジタルアドバイザー
- 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）シニア・コンサルタント
- 内閣府TEAM防災ジャパン 世話係
- 情報支援レスキュー隊ITDART 顧問
- 福祉防災コミュニティ協会 福祉防災認定コーチ
- 社協・行政・NPO等に向けた災害時のボランティア活動や協働の推進・平時の取り組みに関する研修の他、社会福祉法人や福祉専門職の災害時の支援関係研修、自主防災組織や災害ボランティアネットワーク等の災害ボランティア活動に関する勉強会、民生委員・児童委員の災害時の役割、宗教団体の災害時の取り組み等、NPO中間支援組織、生協、青年会議所等様々なセクターの実施してきた研修・講演は多岐にわたり、独立後も様々なご依頼に応じて活動を行っている
- 2021年7月3日に発生した熱海土砂災害を受けて現地入りし（これまで3度）、熱海市災害ボランティアセンターの立ち上げ・支援体制作り、情報発信を実施（現在進行中）

地元では…

- 2011年から地元自主防災組織立ち上げに関わり、防災をキーワードに自治会と住宅管理組合、会員・非会員の垣根をなくすことをめざす。現在も委員として団地の防災に関わり続けている。
- 浦安市の災害ボランティアグループと社協と議論を重ね、浦安市災害ボランティアセンター（常設）の設立に向けて助言。



挿絵：ゆるり工房

これまで現地入りして支援にあたった災害

平成13年度	台湾中部地震	台湾
平成17年度	平成17年台風14号	宮崎県
平成18年度	梅雨前線豪雨	長野県
平成18年度	梅雨前線豪雨	鹿児島県
平成18年度	能登半島地震	石川県
平成19年度	中越沖地震	新潟県
平成19年度	岩手・宮城内陸地震	岩手県
平成20年度	岩手・宮城内陸地震	宮城県
平成20年度	中国・九州北部豪雨災害	山口県
平成22年度	奄美地方大雨	鹿児島県
平成22年度	東日本大震災	岩手県
平成23年度	東日本大震災	福島県
平成23年度	東日本大震災	茨城県
平成23年度	平成23年台風12号	和歌山県
平成23年度	平成23年台風12号	奈良県
平成24年度	京都府南部豪雨水害	京都府
平成26年度	平成26年台風8号による7月6日からの大雨	山形県
平成26年度	平成26年台風12号による8月2日からの大雨	徳島県
平成26年度	平成26年台風12号による8月2日からの大雨	高知県
平成26年度	平成26年台風11号	徳島県
平成26年度	平成26年台風11号	高知県
平成26年度	平成26年8月19日からの大雨	広島県
平成27年度	平成27年関東・東北豪雨(台風18号)	茨城県
平成27年度	平成27年関東・東北豪雨(台風18号)	栃木県
平成28年度	熊本地震	熊本県
平成28年度	鳥取県中部地震	鳥取県
平成28年度	平成28年台風10号	岩手県
平成29年度	九州北部豪雨	大分県
平成29年度	九州北部豪雨	福岡県
平成29年度	秋田県豪雨	秋田県
平成30年度	平成30年7月豪雨	岡山県
令和元年度	令和元年房総半島台風(台風15号)	千葉県
令和元年度	令和元年東日本台風(台風19号)	神奈川県
令和3年度	熱海土砂災害	静岡県

130の災害ボランティアセンター（災害VC）を訪問、支援にあたってきました。



Office SONOZAKI
for blissful moment

<https://www.officesonozaki.net/>



これからは
“オフィス園崎”
として活動します

- ・ 2021年、より柔軟により積極的に、全国各地の防災・減災活動支援、被災地支援に貢献するために独立。
- ・ 被災地支援の三原則『被災者中心・地元主体・協働』を旨とする「OfficeSONOZAKI（オフィス園崎）」として活動を開始しました。
- ・ これまで自分の目で直接見て支援に関わってきた災害・被災地の実際をふまえて、現実的で実効性のある防災・減災、災害支援体制の構築をめざします。



Facebookのアカウントがある方は、ぜひつながりましょう！

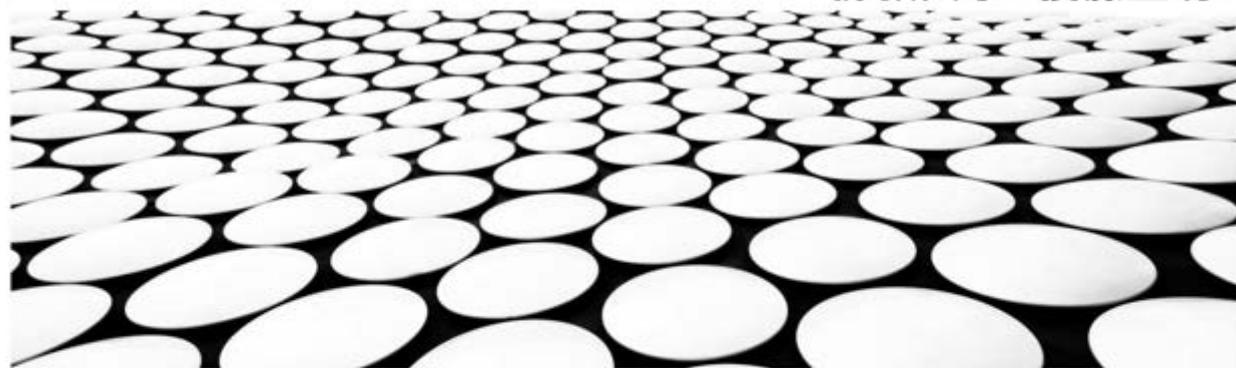
@shuji.sonozaki（『園崎 秀治』で検索できます。メッセージ付で友達申請くだされば嬉しいです）

BCP
に関する
情報・法令等
トピックス

講師 後藤 至功氏

「社会福祉協議会が進める事業継続計画 (BCP) に関する情報・法令等トピックス」

佛教大学 後藤至功



話し手:後藤 至功(ごとう ゆきのり)

(佛教大学 専門職キャリアサポートセンター専任講師/特非・さくらネット理事)

<支援活動の主な経歴>

- 1995年 阪神淡路大震災にて全壊被災(兵庫県宝塚市) 避難所・仮設住宅・復興住宅を経験。同年、兵庫県社会福祉協議会へ入局～この間、ナホトカ号流出事故、台風23号、新潟中越地震等の支援活動～
- 2005年 兵庫県社協を退職、コラボねっとへ
- 2009年 佛教大学へ。同年、台風9号水害の支援活動
- 2011年 東日本大震災の支援活動。(その後、定期的に復興支援活動を展開)
- 2015年 茨城県常総市の水害支援活動
- 2016年 熊本地震・南阿蘇村、益城町にて支援活動を展開(現在に至る)
- 2018年 大阪北部地震、西日本豪雨災害支援活動を展開(現在に至る)
- 2019年～「医療的ケア児・者減災支援ネットワーク」、「コロナ対策・届けるプロジェクト」(事務局:さくらネット)を組織化
- 2020年 九州豪雨災害・人吉市、球磨村への遠隔支援活動を実施



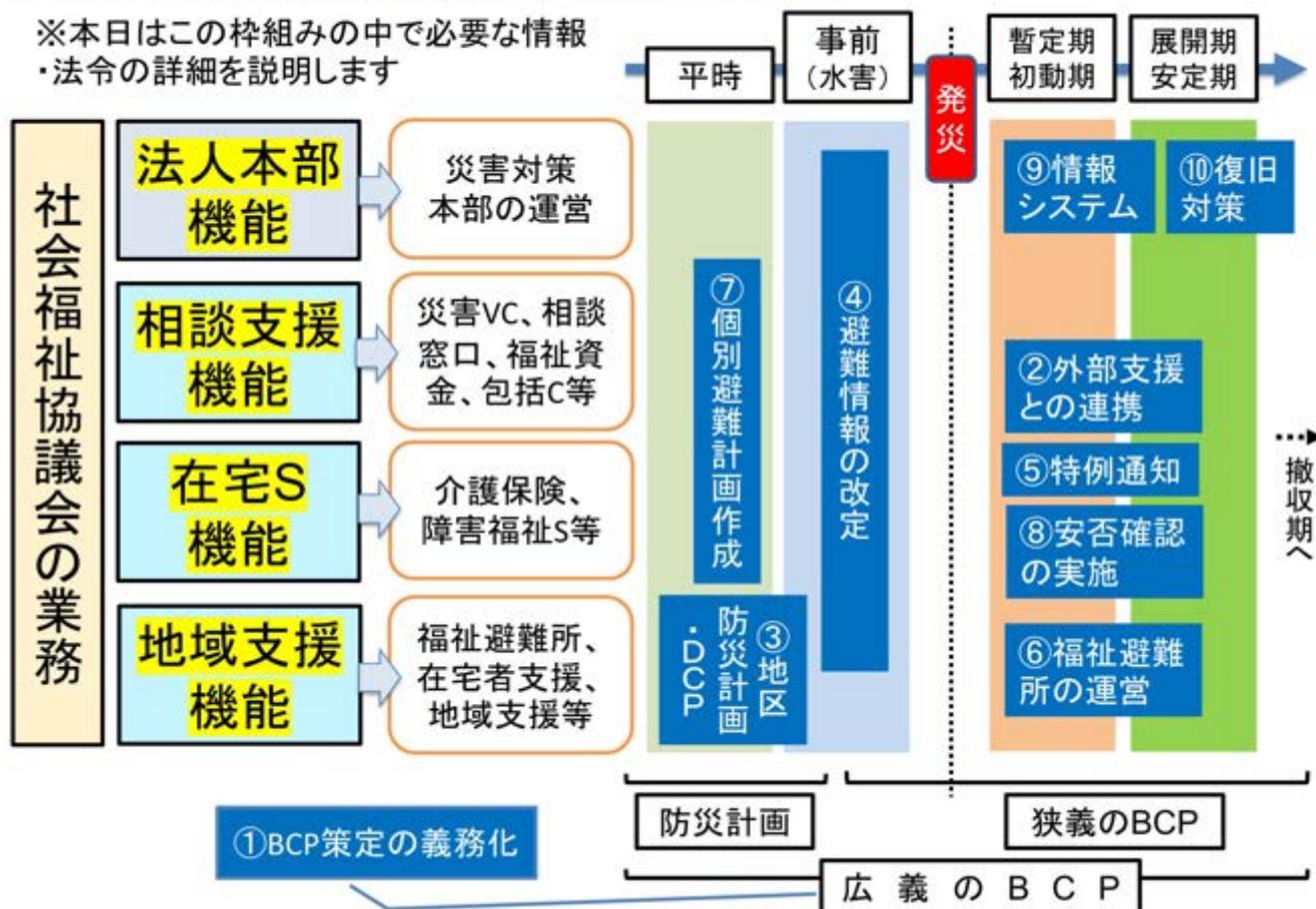
<その他>

堺市、京都市、茨木市、京田辺市等の避難所運営ガイドライン・マニュアル等、検討委員会・助言者、内閣府・防災における女性のリーダーシップ推進に関する検討会委員、京都市国民保護協議会委員、伊丹市福祉対策審議会委員、群馬県・大阪府・岡山県等BCP策定事業スーパーバイザー等

※FACEBOOKは「後藤至功」で検索してください。繋がって情報交換していきましょう。

本日お伝えする情報・法令等とBCPとの関連性フロー

※本日はこの枠組みの中で必要な情報・法令の詳細を説明します



BCP策定を取り巻く動き①

令和3年度介護報酬改定の中で「感染症・災害」に関するBCP策定の義務化

- 3月16日、介護事業者のサービスの運営基準を公表
- ⇒2021(令和3)～2023(令和5)年度までは努力義務化(3年間の経過措置)、2024(令和6)年からは義務化
- ⇒想定される災害等は地域によって異なるものであることから項目については実態に応じて設定すること
- ⇒平常時・緊急時の対応・他施設・地域との連携等を明記
- ⇒感染症及び災害のBCPを一体的に策定してもOK
- ⇒BCPを他の介護サービス事業者と連携・策定してもOK
- ⇒施設系は年2回・居宅系は年1回以上の研修・訓練の実施と新採時の研修の推奨(研修、訓練ともに全ての職員が参加することが望ましい)
- ⇒居宅系の感染症対策で概ね半年に1回の委員会を開催すること(施設系は従来通り3か月に1回)

自然災害(地震・水害等)BCP作成のポイント

<1> 正確な情報集約と判断できる体制を構築

<2> 自然災害を「事前の対策」と「被災時の対策」に分け、同時にその対策を準備

<3> 業務の優先順位の整理

<4> 計画を実行できるよう普段からの周知・研修・訓練

「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」研修画面から抜粋



社協におけるBCP策定にあたってのポイント①

- 通常、企業等が策定する災害時のBCP・BCMは事業を一旦縮小していかに継続的に持続させていくかがポイントとなるが、保健・福祉・医療の場合は、**ニーズが一気に拡大**するので、事業を縮小することができないのが前提
- そのため避難生活期において不足する人手については、**全国のネットワーク、外部支援の仕組みを活用しながら、事業継続を行う(受援・支援計画にあたる部分)**
- また、災害を想定し、必要な物資やツール、仕組みの**事前協定化の検討**を図る。

避難・生活拠点／支援者・組織／活動・サービス／情報システム
 物資・財源／流通・搬送 等

- (例) 自施設が浸水地域にあり、避難が必要。水のつかない他施設と協定を結び避難を行う。また避難者の避難誘導を行うため送迎サービス団体と協定を結ぶ
- (例) スーパーと協定を結び、発災後、一定量の食材をスーパーから仕入れる
- (例) 電力確保のためにレンタカー会社と協定を結び、発災後、電気自動車等を借り入れる 等

外部支援(災害派遣福祉チーム)との連携 —災害時における医療・保健・福祉の連携体制—

＜主な外部支援チーム＞

- DMAT（災害派遣医療チーム）
- JMAT（日本医師会災害医療チーム）
- DPAT（災害派遣精神医療チーム）
- JRAT（日本リハビリテーション支援協会）
- JDA-DAT（日本栄養士会・災害支援チーム）
- DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)
- DWAT・DCAT（災害派遣福祉チーム）等



台風19号水害・保健医療調整会議(長野県)



4信で
チーム
構成

長野県災害派遣福祉チーム
(活動時の愛称:長野県ふくしチーム)
大規模災害時において避難場所、福祉避難所等において、福祉・介護等のニーズ把握や応急支援などを担う高齢者支援・障がい者支援・母子支援等の福祉専門職の混成チーム

参考:厚労省のマッチングシステム

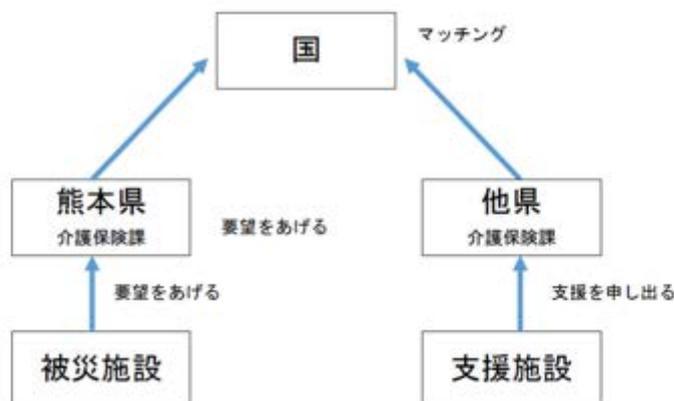
○東日本大震災においては、以下の通り、人件費、旅費等について、一定の金額について補助される仕組みが適用されている（平成23年4月15日付厚生労働省文書）。

○本事務連絡は、今回の熊本地震でも適用されており、人件費、旅費等が支弁されるようになっている。

（人件費）被災施設に対し、施設種別ごとに介護サービス費、自立支援給付又は措置費等が支弁される。その支弁された介護サービス費から派遣職員に対する人件費を支払うことになる

（旅費等）介護職員等の派遣に要する旅費および宿泊費（実費）は、災害救助費から支弁

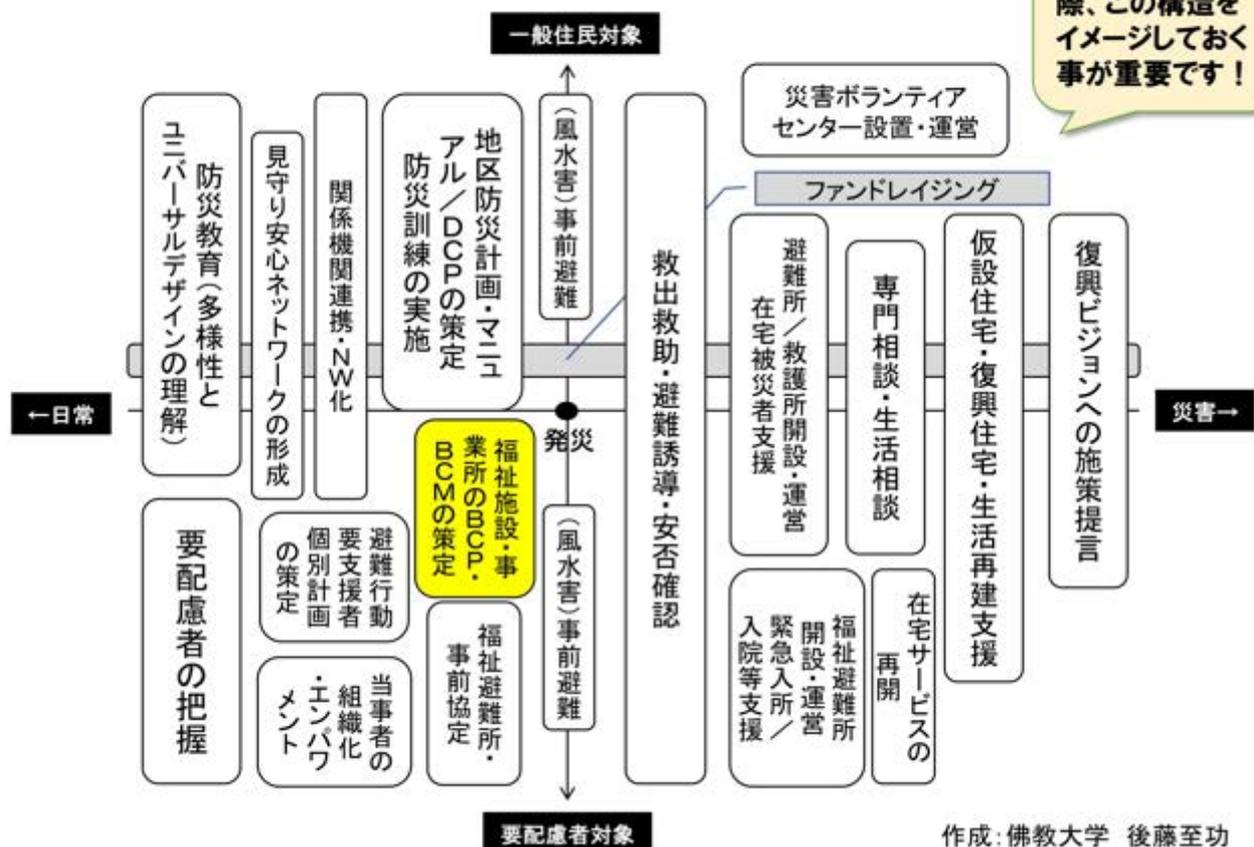
⇒熊本地震の場合



社協におけるBCP策定にあたってのポイント②

- 社会福祉法人は本来、地域のニーズを満たすために設立された地域資源であること。従って社会福祉法人のBCPは「地域のBCP」として機能を継続していく必要あり（特に社協は住民協議体としてこのことを意識する必要）
- BCP策定においては、日頃より地域の各機関・団体と協議を行い、互いの役割を確認しながら合意を図っていく必要（地域福祉（活動）計画や地区防災計画/DCPとの連動を意識しておく）。その協働の取り組みこそが災害時をも見据えた地域包括ケアシステムの構築につながる
- また災害が日常化する昨今、日常と災害時の活動が循環する視点から社協活動・事業の展開を図る必要（それを踏まえてBCPを策定する）
- あわせて社会福祉法人は特に地域における公益的取り組みの観点から「災害」、「防災」をキーワードに地域貢献事業を展開していくことができるチャンス

地域における災害対策を総合的に考えるための構造マトリックス



作成：佛教大学 後藤至功

BCP策定を取り巻く動き③

地区防災計画、DCP(地域継続計画) —BCP・BCMに関連するさまざまな計画—

<地区防災計画>

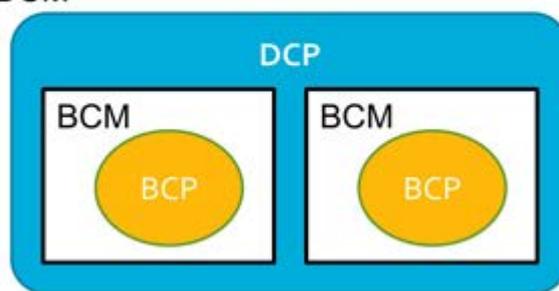
2013年の災害対策基本法改正では、自助及び共助に関する規定が追加された。市町村内の一定の地区(小学校区等)の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設(2014年4月1日施行)。

<DCM(District Continuity Plan)>

地域継続計画と訳す。大規模災害等が発生し救助がこないときやインフラ機能(電力、上下水道、通信、ガス、交通など)が失われたときに、地域全体で連携して助け合うための方法を策定するもの。範囲としては集合住宅エリア～広域行政までと概念は幅広い。

(香川大学 磯打ら、概念整理図)

DCM



京都市北区紫野学区社協では災害時に要配慮者となりうる独居高齢者の組織化活動を行い、「パープルフレンズ」が誕生。昨今の台風では、いち早くメンバーで声を掛け合い、不安を感じる独居高齢者は避難所へ避難を行った



兵庫県淡路市社協では過疎化支援・障害者就労支援を目的に移動販売車を運営。自製品のアイスは淡路市のふるさと納税の返礼品に。災害時では授産活動の販路が絶たれる中で、事業が継続できる仕組みを日常から視野にいれて活動を展開している



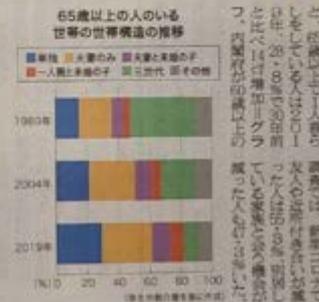
兵庫県淡路市社協ではコロナ禍の下、地域づくりの活動が止まってしまったため「プランターファーム見守りプロジェクト」や「高齢者スマホ教室」を企画。非常時の中でできることを考え住民とともに活動を創出し続けている

コロナ下 孤立が深刻化

高齢者地域で見守ろう

1人暮らしの高齢者が増加の一途をたどる中、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による高齢者の孤立が深刻化している。政府は2月、内閣官房に「孤独・孤立対策推進担当室」を設け、外出自粛や人とのつながりが難しく、孤立死が増加しているデータもあり、見守り活動が一層重要になっている。(塩崎 恵)

生活ナビ



65歳以上の単身3割

厚生労働省の調査によると、高齢者の単身世帯は増加の一途をたどっている。2018年には65歳以上の単身世帯が3割に達している。これは、高齢者の増加と、若者の移住による人口減少が原因と見られる。また、高齢者の単身世帯は、収入が少なく、生活費が捻出できないという課題を抱えている。政府は、高齢者の生活支援を強化し、孤立を防ぐための施策を打ち出している。



会話に花 交流広がる

新型コロナウイルス感染症の影響で、高齢者の孤立が深刻化している。淡路市社協では、地域づくりの活動を再開するために「プランターファーム見守りプロジェクト」を企画。高齢者や障害者、子どもたちが一緒に野菜を育て、会話を楽しむ機会を創出している。この活動は、高齢者の生活支援だけでなく、地域コミュニティの活性化にも貢献している。また、子どもたちにとっては、自然と触れ合う貴重な機会となっている。

現役局長官
治安局長官
心配なジレンマ

京都府福知山市社協ではコロナ禍の下、「手作り防護服で医療・福祉関係者を応援するプロジェクト」が発足。非常時で地域活動が止まる中、「主体がつながり続ける」、「他人事にはしない」（防災教育）ことを目的に活動が生み出されている



社協におけるBCP策定にあたってのポイント③

- 災害時における医療を頂点とした支援体制（ヒエラルキー）が表出する傾向の中で、生活モデル・社会モデルの視点をどのように組み入れていけるか。具体的にはBCPにおける対象者に対するスタンスは「参画」と「自立支援」。
- 要配慮者の可能性や彼らの潜在的な力を意識しBCPを策定する（ストレンクス視点・エンパワメントアプローチ）
- BCP策定において関連死等への対策という観点とともに生活を基盤とした地域住民および要配慮者の「日常性」を守るという視点、災害時においてもその方の「人としての尊厳を保障する」という視点を忘れない。ある意味で社協におけるBCPの策定は「災害時だから」、「お世話になっているんだから」という言葉でその方の誇りや人格を押し込める災害対策や社会風潮に一石を投じていくという社会改革的な側面がある

京都視覚障害者福祉協会ではマッサージの資格がある視覚障害者のメンバーが東日本大震災の支援に現地入りし、被災者に対し支援活動を実施。



2018年西日本豪雨災害では、地元の広島県ろうあ連盟が被災1週間後に災害ボランティアセンターを組織化、被災当事者や地域住民を対象に県全域41か所で支援活動を展開した。ボランティア活動には県内外から聴覚障害者が参加をしている



兵庫県宝塚市では市社協主催の災害ボランティアセンター設置・運営訓練に広域ボランティア委員会と市内の聴覚障がい者団体が参加。当事者自身が災害時に「どんな支援を行うことができるか」を皆で考えることができる機会を設けた



京都市では身体障害者福祉協会や医療的ケア児・家族会、特別支援学校の生徒等が地域の避難所運営訓練に参加し、施設管理班とともに避難所内の環境点検を実施。当事者の視点で提案し、マニュアルに反映（ユニバーサルな避難所の具体化）



BCP策定を取り巻く動き④

避難情報に関するガイドラインの改定

「緊急安全確保」・「避難指示」・「高齢者等避難」

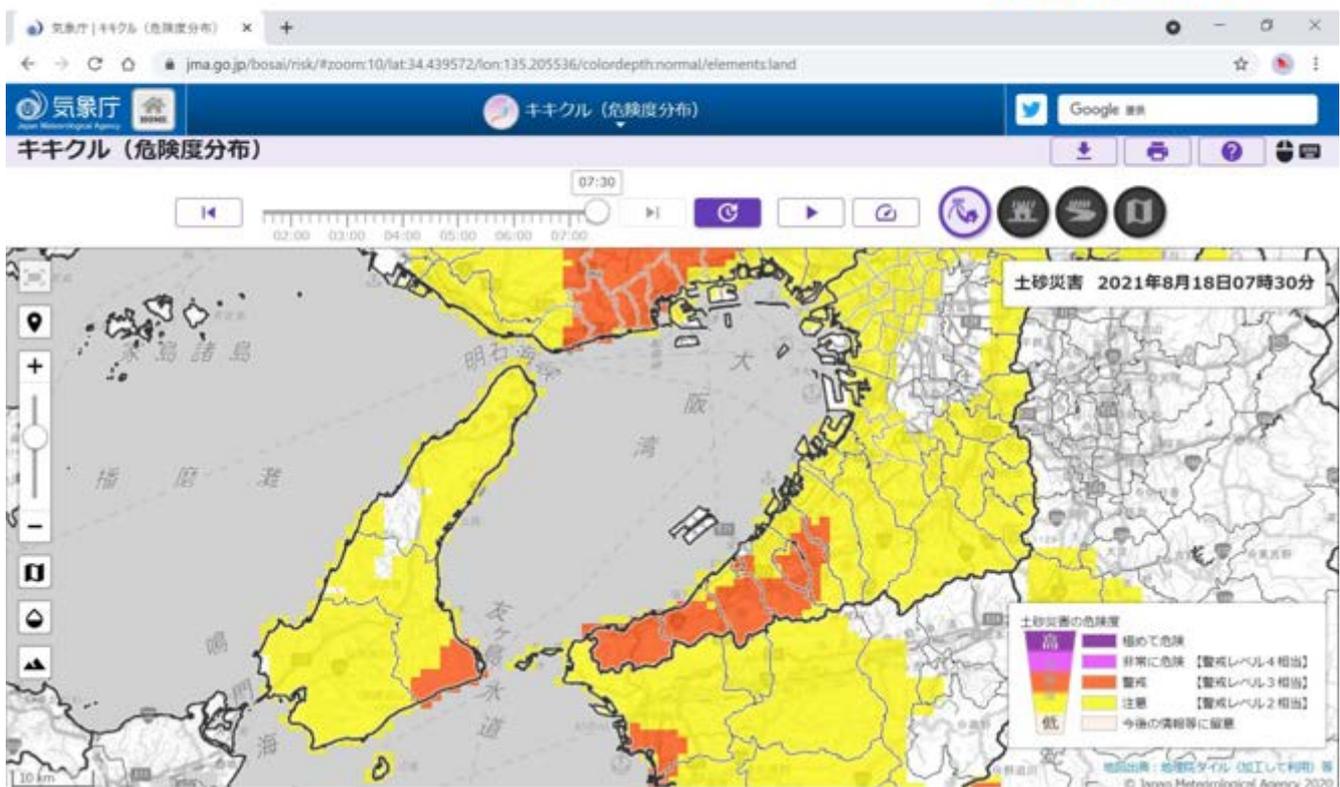
警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報		相当する警戒レベル	
5	命の危険 直ちに安全確保! すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。しほいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	大雨特別警報	氾濫発生情報	5相当	
<警戒レベル4までに必ず避難!>						
4	危険な場所から全員避難 過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	土砂災害警戒情報	高潮特別警報	極めて危険 非常に危険	4相当
3	危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等以外の人も必要に応じて、前段の行動を見合わせて始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	大雨警報 洪水警報	高潮警報 高潮特別警報	警戒(警報級) 氾濫警戒情報	3相当
2	自らの避難行動を確認 ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	大雨注意報 洪水注意報	高潮注意報	注意(注意報級) 氾濫注意情報	2相当
1	災害への心構えを高める	<ul style="list-style-type: none"> 心構えを一段高める 職員の連絡体制を確認 	大雨注意報 洪水注意報	高潮注意報		

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

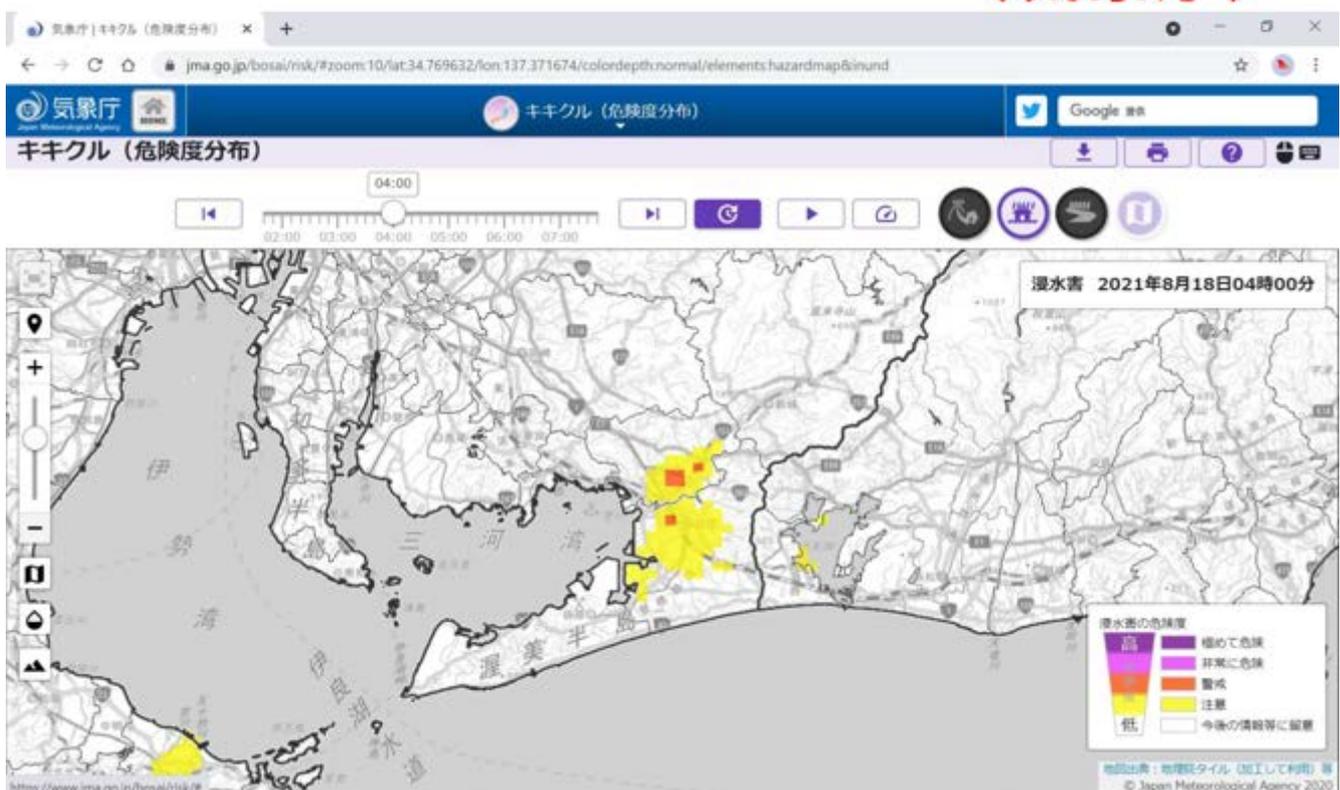
「指定河川洪水予報」



「キキクル」(危険度分布) 土砂災害 (気象庁)



「キキクル」(危険度分布) 浸水害 (気象庁)



長野県 河川砂防情報ステーション

長野県 河川砂防情報ステーション

緊急情報(河川砂防)
全表示>>

土砂災害警戒情報

緊急情報(河川砂防)はありません。

洪水予報

緊急情報(河川砂防)はありません。

更新時刻: ----/-- -- :--

お知らせ
一覧へ>>

「危機管理型水位計運用協議会 川の水位情報 危機管理型水位計」のリンク掲載のお知らせ

彦根市観測 観測データ欠測のお知らせ

関連リンク

- [長野県 公式ホームページ](#)
- [建設部砂防課 公式ホームページ](#)
- [建設部河川課 公式ホームページ](#)
- [危機管理型水位計運用協議会 川の水位情報 危機管理型水位計](#)
- [長野県が管理する河川の想定最大規模の浸水想定区域図](#)

雨が降り始めたら

情報を確認しましょう。大雨時や土砂災害警戒情報が発表されたら早めに避難できるよう、発表に注意しましょう。
特にがけ下や渓流沿いなどでは、近くの避難所や安全な場所への早めの避難が重要です。
また、夜間の大雨が予想される際には、暗くなる前の避難を心がけましょう。

河川砂防情報ステーション

長野県全域の雨量・水位状況・土砂災害危険度を確認できます。


ホーム


雨量


水位


ダム


カメラ


気象情報


洪水予報


雨量メッシュ


土砂メッシュ


GISマップ



スマートフォン版 河川砂防情報ステーション
スマートフォンで土砂災害危険地域を確認できます。
<https://www.sabo-nagano.jp/sp/>



警戒レベルを意識しながら早め早めの行動を行う (風水害は地震と違い、事前予測が可能です！)

警戒レベル	避難の情報	施設・事業所が取るべき行動
5	緊急安全確保	※既に災害が発生・切迫している状況 <input type="checkbox"/> (災害発生時)災害対策本部の立ち上げ
4	避難指示	<input type="checkbox"/> 入所: 利用者の避難・安否確認の完了 <input type="checkbox"/> 通所・訪問等: 行政、相談事業者と連携し、危険区域の利用者の安否確認・安全確保指示
3	高齢者等避難	<input type="checkbox"/> 入所: 適切なタイミングで利用者を安全な場所(安全ゾーン)へ避難誘導を開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	<input type="checkbox"/> 入所: 避難誘導・手段の確認 <input type="checkbox"/> 通所・訪問等: (前日・当日)サービス休止の判断を行い休止の場合、利用者へ連絡を入れる。その際、危険区域の利用者へ避難の声掛けを行う
1	早期注意情報 (気象庁)	<input type="checkbox"/> (前日)台風、線状降水帯等の最新情報を収集し、災害に備えて職員体制の確認を行う

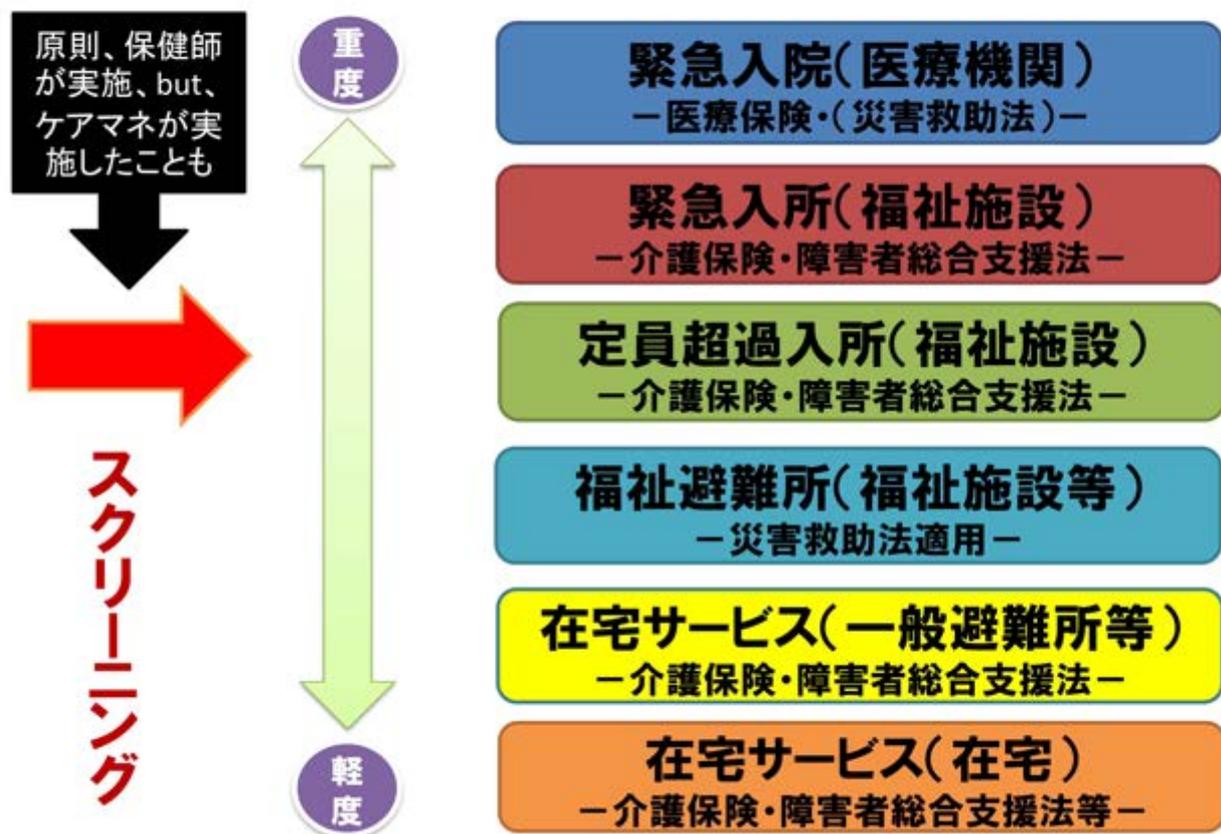
参考：避難確保計画作成及び避難訓練の義務化

避難確保計画作成及び避難訓練の実施が義務化。各施設が所在する場所に応じて、「洪水編」または「土砂災害編」の該当する計画作成が必要。

⇒平成28年台風第10号において、東北地方から北海道地方を中心に西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となり、各地で浸水被害が発生。岩手県岩泉町では高齢者グループホームで、町が避難準備情報を出していることを把握しながら入所者を避難させていなかったため、入所者9人が死亡した。これを受けて、平成29年6月19日に水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、避難確保計画作成及び避難訓練の実施が義務となった（市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象）。

⇒非常災害対策計画と一体で作成することも可能

参考：要配慮者のスクリーニング



発災後に国から発出される特例通知(高齢及び障害関連) ※以下は令和元年台風19号の主な例

- 災害時におけるサービス提供のポイントは従来からのルール、規則が柔軟に運用される
- 短期入所生活介護を状況により長期利用することになっても減算はしない。入所系サービスでは災害時には一時的に定員超過になっても減算されない。また事情によってユニット型を多床型として利用した場合もユニット型として請求できる
- 通所介護等で入浴サービスが提供できなくなった場合も清拭・部分浴で対応が可能
- 居宅サービスは自宅以外の場所(避難所や避難先の家庭、旅館等)で生活している場合でも必要なサービスを受けられる
- 訪問介護職員が不足した場合、条件つきで一時的に通所介護職員を代わりに従事させることが可能

(続き)

- 事情によってケアマネが担当する件数が40件を超えた場合、居宅介護支援費の減額はされない
- 要介護認定(要支援認定)については、新規の要介護認定申請前にサービスを受けた被保険者に対しても、市町村の判断により特例居宅介護サービス費等を支給することができる。
- 要介護認定及び要介護認定の更新等の申請を行う者が、事情により、被保険者証の提示ができない場合においても、当該申請を受理することができる取扱いとする。
- 被災により利用者が受給者証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、利用者の氏名・生年月日・居住地を確認し障害福祉サービス等として取り扱いが可能。
- 通常の支給決定手続がとられない場合には、利用者からの聞き取り等で支給決定や支給決定の変更が行われる。
- その他、各加算についても一定の緩和措置が取られている。

●2021年3月16日 通知

○感染症・災害等で通所サービスの利用者が減少した場合の「介護報酬特例」

⇒通所介護等においては「感染症や災害などで利用者数が減少した場合」の対応が新設。(両方の場合は1が適用)

- (1) 小さい規模区分がある大規模型について、事業所規模別の報酬区分決定にあたり、現行の「前年度の平均延べ利用者数」でなく、新たに「延べ利用者数の減が生じた月の実績」をベースとすることを認める(▼利用者減→▼翌月に届け出→▼翌々月から区分移行→という具合に、より迅速に、報酬水準の高い区分に移行できるようになる)
- (2) 「延べ利用者数の減が生じた月の実績」が前年度の平均延べ利用者数から「5%」以上減少している場合、3か月の間、「基本報酬の3%の加算」を行う(利用者減に対応するための経営改善に時間を要するなど、特別の事情がある場合には加算算定を6か月まで認める)

BCP策定を取り巻く動き⑥

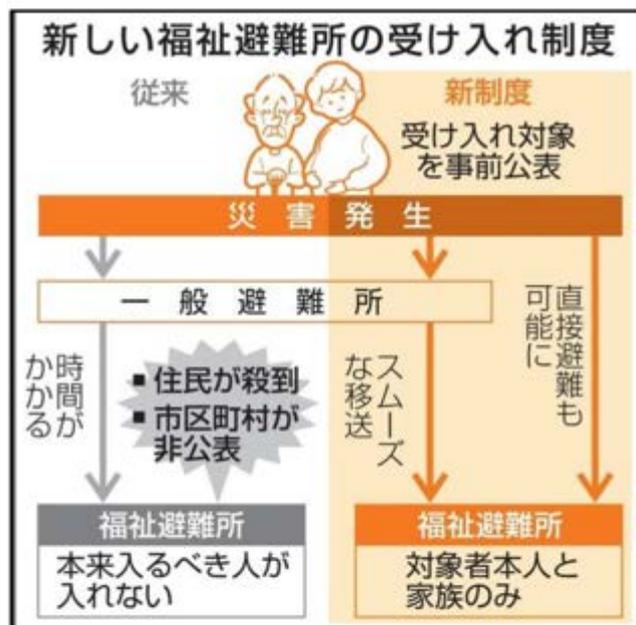
福祉避難所ガイドラインの改定—要配慮者が予め決めた施設へ「直接避難」も可能に

●指定福祉避難所を指定した際、予め受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難できるようになりました

●対象者は既存Sの利用者等を想定。また高齢者施設は高齢者というように特定できる)

●対象者には人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者、医療的ケアを必要とする者も含まれます

●介護保険・訪問介護等の在宅Sを活用することもできます



共同通信「災害時の混乱回避に新制度」(2021.5.23)記事から抜粋

(続き)

●市町村は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合(災害時)で、**高齢者等避難が発令された場合等には、指定福祉避難所を開設します。**

●また、市町村は、**一般の避難所に避難してきた者で福祉避難所の対象者がいて、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所の施設管理者に開設を要請します**

●指定福祉避難所には、概ね10人の要配慮者に1人の生活相談員等を配置するとともに、**備蓄や調達により電気や水を早急に確保する。**要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器、(段ボール)ベッド、パーティション等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材を確保します

●市町村は、指定福祉避難所へ直接に避難する者について、**地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセスを通じて、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行います**

福祉避難所とは

○要援護者のために特別の配慮がなされた避難所のこと。**災害救助法が適用された場合において、概ね10名の要援護者に1名の生活相談職員等の配置、ポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の費用について国庫補助が可能。**

○福祉避難所としては、**施設がバリアフリー化されている等、要援護者の利用に適しており、生活相談員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、養護学校等の既存施設を活用することが例示として挙げられている。**

参考：介護保険・自立支援給付と福祉避難所の違い

介護保険給付 障害者・自立支援給付	福祉避難所 (災害救助費)
要介護認定・要支援区分 認定が必要	自治体の裁量による (必ずしも左記認定は必要ない)
本人のみ入所可能	家族同伴入所可能
利用料(徴収有り) ※減免・免除になるケースあり	利用料(徴収無し) ※100%国庫負担
ホテルコスト(徴収有り)	ホテルコスト(徴収無し)
ケアプラン・サービス等利用計画 は原則必要 重要事項説明書が必要	ケアプラン・サービス等利用計画 は必ずしも必要でない 重要事項説明書は必要ではないが、入所の際に説明できるし おり等があればベター
老人福祉法、身体障害者 福祉法等上、入所措置可能	位置づけとしては二次避難所と いう扱い(そもそも措置入所でも 契約でもない)

福祉避難所の形態・例

- ① **社会福祉施設**が行政から受託し、運営を行うパターン(通所施設もあり得る)
- ② **総合体育館、公民館**等を使用して、福祉避難所を設置するパターン
- ③ **宿泊施設**を利用して福祉避難所を設置するパターン
- ④ **指定避難所の一室**を利用して、福祉スペースを設置(ここを福祉避難所扱いにすることも可能)するパターン など
- ⑤ **特別支援学校**等を活用するパターン

台風19号による福祉避難所開設の例

- 長野市…北部保健センター（常時介護を必要としない人が対象）
- 福島市…福島市保健福祉センター
- 丸森町…丸森病院（食事、排泄、移動等の日常生活に介助や見守りが必要な方、現在6名が入所・介添者含む。町は協定先の「ウェルフェア仙台」に福祉避難所の開設を要請したが被災したショートステイの利用者らを受け入れたため、対応できなかった。町は内閣府と交渉し、当初想定していなかった病院での開設にこぎ着けた。期間は約1カ月の見込み。）

通所施設が福祉避難所になった場合の課題

- 今まで通所を利用されていた方々の日中活動の場がなくなる（このことにより家族の行動にも制限がかかる）
- 24時間ケアをしたことがない事業所が受けると生活（特に夜間）の支援イメージがもてないまま支援を行うことになる
⇒方法としてどのようなことが考えられるか
- 日中に通常のサービスを展開し、夜のみ福祉避難所として開設する（会計処理を明確に分けることが前提）
- 外部支援者と連携し、事業所を福祉避難所として開設。高齢の在宅支援サービス等と連携し入浴サービスを補てん、ベッドは行政より搬入、24時間ケアができる職員の確保（外部職員含む）で検討等

災害対策基本法改正(2021年5月)一個別避難計画の作成が市町村に努力義務化

- 当事者・家族が主体となり、地域の関係者・団体の協力連携のもと、個別避難計画を策定する動きが求められています。
- 個別計画策定等関係者のうち、特に介護支援専門員や相談支援専門員は避難行動要支援者のうち介護保険サービス等の利用者について、日頃からケアプラン等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できることから、個別計画策定の業務に福祉専門職の参画を得ることが期待されています
- 個別計画策定にあたって会議(地域調整会議)を開催し、避難支援等に必要な情報を共有し、調整を行うことが求められます。この会議には地域の実情に応じ、当事者やその家族、福祉専門職や社会福祉協議会の職員、民生委員、避難行動を支援する者、自主防災組織等が参加することが想定されます

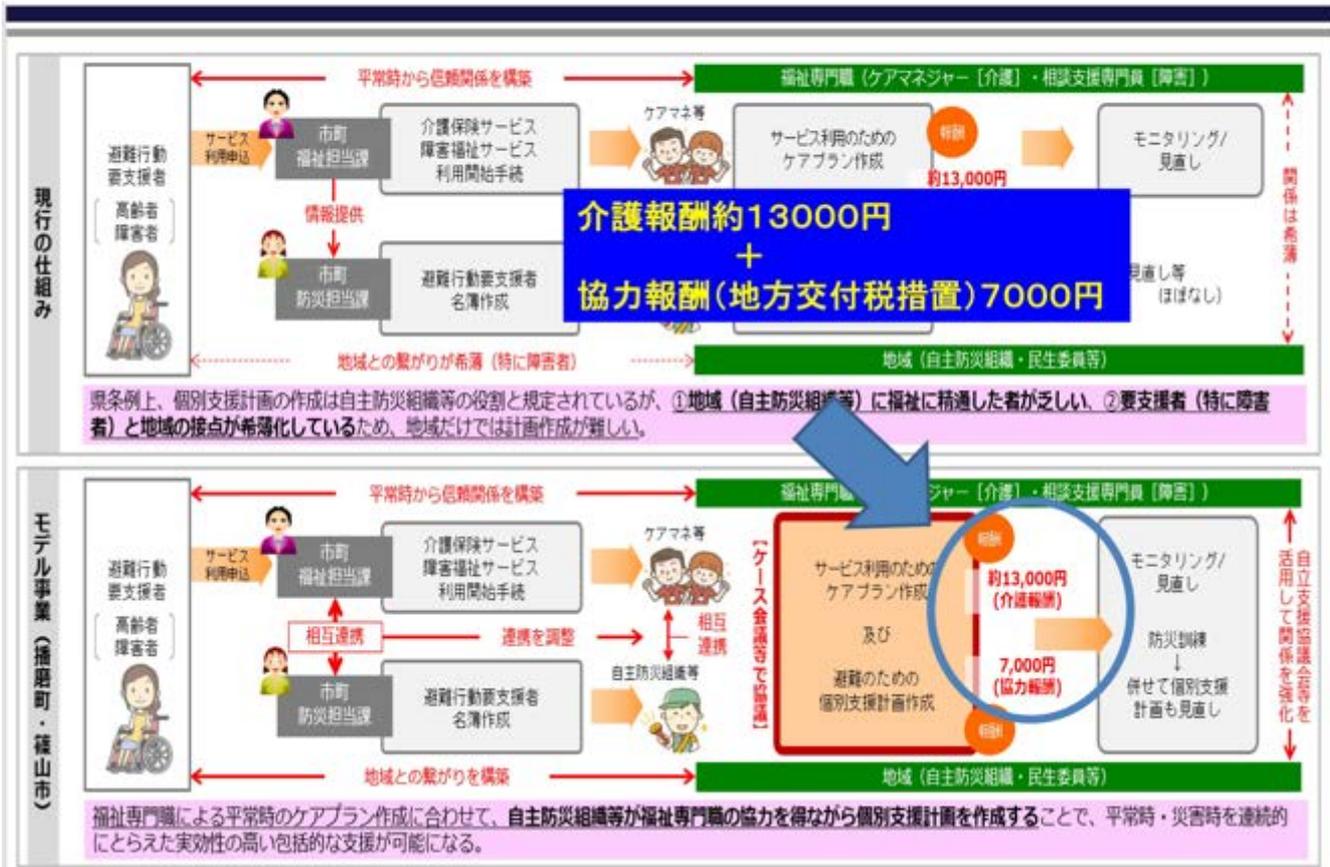
共に助かるインクルーシブ防災(産経新聞)

大分県別府市は、インクルーシブな防災の実現に取り組む地域の一つだ。熊本地震では、別府市も震度6弱の大きな揺れに見舞われたが避難しなかった障害者が7割以上に上ったことが分かった。こうした状況を改善しようと、障害当事者らは地域の自治委員や民生委員、行政などと意見交換し、合同で避難訓練を実施した。当初は、「民生委員も手いっぱいこれ以上は難しい」「現実問題とし



て支援者がいない」「障害者の情報がない」等の意見もあった。障害者とその家族らは地域の災害時リスクを調べ、できる限りの備えをした上で必要な支援を明確にし、個別の避難計画づくりを進め、地域の人との調整を重ねた。

防災と福祉の連携促進モデル事業(平成30年度)

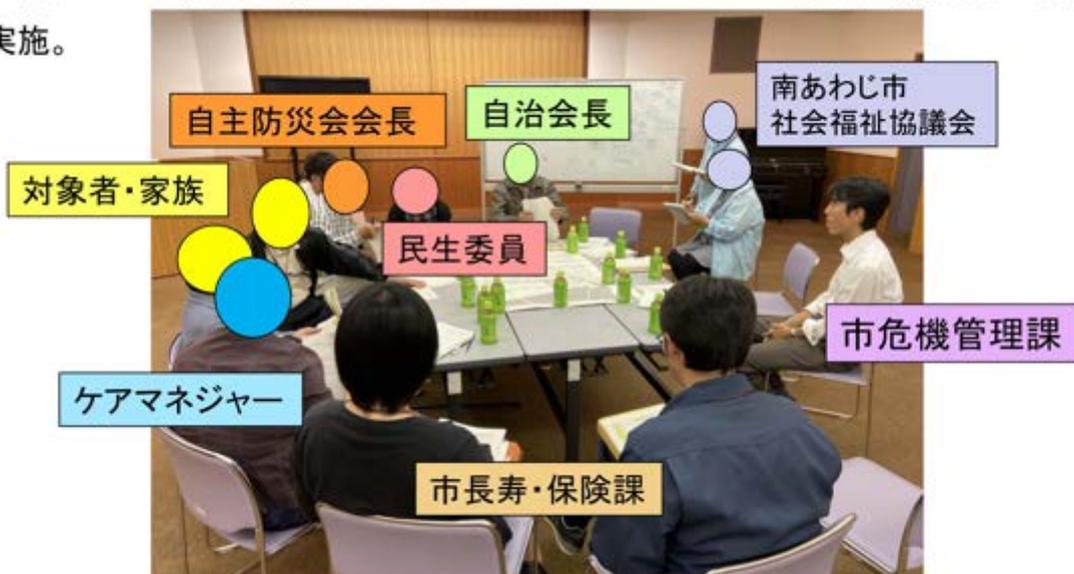


モデル事業の紹介(南あわじ市)

地域調整会議

令和元年10月22日

- ・対象者本人・家族、ケアマネジャー、福良地区自主防災会(備前)、自治会、民生委員、南あわじ市社会福祉協議会、南あわじ市(危機管理課、長寿・保険課)が参加。
- ・自主防災会での福祉理解の向上研修と地域力アセスメント、個別支援計画の作成を実施。



個別避難計画作成におけるポイント

①どこが危険なのか(ハザードマップの確認)

断層の確認、土砂災害警戒区域、浸水想定区域(危険ゾーン)の確認を行います。そして危険ゾーンの情報は地図に落とし(可視化)、地域・関係機関・当事者(家族)間で共有します。

②誰を対象者にするのか(対象者の明確化と対象者数の把握)

個別避難計画作成する際、地域の中でどのような課題を抱える方を対象とすることを考えます。他の地域ではスコア表で点数化し優先順位を決めて対象・対応を考えるとところもあります(私はその考え方に若干否定的です)。また管内にはどれくらいの対象者がいるのかを把握します。また、当事者の参画方法を考えます。

③どんな様式にするか(計画のフォーマットと作成方法)

できるだけ当事者がわかりやすい内容にします。必要な要素としては、

- ①避難スイッチ(どの時点で避難するのかを明記) ※更新のことも考えておく事
- ②避難経路と避難場所(地図を使って可視化する)
- ③避難支援者と避難方法(誰がどうやって避難を支援するのかを明記)
- ④緊急連絡先と関連情報(身体状況、公的サービスの利用、服薬情報等)
- ⑤居宅介護支援事業所・ケアマネ名と緊急連絡先

④計画をどう日常の活動につなげていくか

計画は作って終わりではなく、日常の関係性の強化をどう進めていくかを検討します。できる限り両者の負担にならない方法で地域防災力を高めることにも寄与できる方法を模索します。

対象者の優先順位スコア表(滋賀県高島市)

個別避難計画作成のための優先順位チェックシート

氏名: _____ 年齢: _____ 性別: _____ 住所: _____ 作成日: 年 月 日
 状態: _____

高齢者用

項目	調査項目	点 数							点 数
		0	1	2	3	4	5	6	
1-1 1-2 1-3	最悪の浸水深(※1)	入っていない			0.1~0.2m ※2	0.3~1.0m ※2	1.1~1.5m ※2	1.6~1.9m ※2	2.0m以上 ※2
	土砂災害警戒区域(※2)	入っていない						入っている ※2	
	家屋の耐震診断済(※3)	済	済	済	済	済	済	済	
2-1 2-2 2-3	自力での移動(※4)	できる						できない ※2	
	緊急災害(※5)	できる						できない ※2	
	緊急災害(※6)	できる						できない ※2	
3-1 3-2 3-3	特別介護(※7)	なし						あり	
	特別介護(※8)	なし						あり	
	特別介護(※9)	なし						あり	
4-1 4-2 4-3	介護度	自立	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護6	
	認知症診断済(※10)	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	
	認知症診断済(※11)	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	
5-1 5-2 5-3	家族状況	同居	同居	同居	同居	同居	同居	同居	
	家族状況(※12)	同居	同居	同居	同居	同居	同居	同居	
	家族状況(※13)	同居	同居	同居	同居	同居	同居	同居	
6-1 6-2 6-3	家族の介護力	あり						なし	
	家族の介護力(※14)	あり						なし	
	家族の介護力(※15)	あり						なし	
7-1 7-2 7-3	緊急災害(※16)	あり						なし	
	緊急災害(※17)	あり						なし	
	緊急災害(※18)	あり						なし	
8-1	その他								
合計									

- ※1 高島市総合防災マップ(風水害編)上で対象者の自宅の浸水深を確認。
- ※2 高島市総合防災マップ(風水害編)上で、土砂災害危険箇所(急傾斜危険箇所・地すべり危険箇所・土石流危険渓流)、土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地(特別)警戒区域、土石流(特別)警戒区域)に対象者の自宅が入っているかどうかで判断。
- ※3 これらの箇所が2つ以上重なって対象者の自宅に入っている場合、12点を上限とする。
- ※4 昭和56年5月31日以前に着工され、完成している建物であれば「5」とする。ただし、耐震工事を実施済みの場合は「0」とする。
- ※5 区・自治会が設置する避難所(一次避難所)まで、自力で移動できるかで判断する ※能力面・機能面を総合的に判断
- ※6 周りの人に助けを呼ぶ手段を知っているか、助けを呼べるかどうかで判断する。
- ※7 点滴の管理、中心静脈栄養、透析、ストーマ・カテーテル管理、気管切開の処置、疼痛管理、経管栄養、褥瘡処置、人工呼吸器・酸素療法・吸引機等を使用、その他
- ※8 視覚、聴覚、知的能力を含めて察知できないかどうかで判断する。
- ※9 終日独居とは、対象者のみの世帯。
- ※10 日中独居とは、家族はいるが、1日の内対象者のみが家にいる時間帯が常に約半日以上ある世帯。
- ※11 終日同居とは、対象者が家にいる時間帯に概ね家族がいる世帯。
- ※12 家族の介護力により判断する。対象者を介護して一緒に移動できるかどうかで判断する。
- ※13 単純にあるかなしかで判断する。
- ※14 1月の半分以上、通所・施設系のサービスを受けているかどうかで判断する。
- ※15 対象者の地区が、原子力災害発生時にUPZ圏内に入っているか確認する。
- ※16 高島市総合防災マップP43~P44で区・自治会名を確認し、名があれば○をする。
- (点数は付さないが、原子力災害用の避難フローチャートの作成を追加するため)

対象者の優先順位スコア表(滋賀県高島市)

検証結果

居宅介護支援事業所のケアマネジャーの方々、訪問看護ステーションの看護師、市職員等で実際に優先順位チェックシートの検証を行った(7月16日、7月21日、40名)。

◎重要視していたハザード・心身の状況・社会的孤立(独居)や、家族の避難支援の状況を適正に点数化することができた

◎高齢者でもあり障がい者でもある方について、高齢者用と障がい者・医療的ケア児(者)用の2つのシートを作成したが、点数が一致した(境界連結)

◎計画を作成する福祉専門職が、判断に困らないような選択肢となった

▲何点以上をハイリスク層として、優先的に個別避難計画作成の対象とするのか
→今年度のモデル事業の中で検討

シート種類	項目	スコア	項目	スコア	項目	スコア
障がい・ケアア	認知症(軽度)	15	介護サービス	10	介護	80
障がい・ケアア	認知症(重度)	20	介護サービス	10	介護	75
障がい・ケアア	認知症(軽度)	15	介護サービス	10	介護	70
障がい・ケアア	認知症(重度)	20	介護サービス	10	介護	65
障がい・ケアア	認知症(軽度)	15	介護サービス	10	介護	60
障がい・ケアア	認知症(重度)	20	介護サービス	10	介護	55
障がい・ケアア	認知症(軽度)	15	介護サービス	10	介護	50
障がい・ケアア	認知症(重度)	20	介護サービス	10	介護	45
障がい・ケアア	認知症(軽度)	15	介護サービス	10	介護	40
障がい・ケアア	認知症(重度)	20	介護サービス	10	介護	35
障がい・ケアア	認知症(軽度)	15	介護サービス	10	介護	30
障がい・ケアア	認知症(重度)	20	介護サービス	10	介護	25
障がい・ケアア	認知症(軽度)	15	介護サービス	10	介護	20
障がい・ケアア	認知症(重度)	20	介護サービス	10	介護	15
障がい・ケアア	認知症(軽度)	15	介護サービス	10	介護	10
障がい・ケアア	認知症(重度)	20	介護サービス	10	介護	5

個別避難計画の様式例(滋賀県高島市)

②個別避難計画の様式(4+1のシート)【資料4参照】

計画の様式については、これまで障がい分野で使用してきた4つの様式(A~D)に、E)マイトimelineと地域のタイムラインを加えて個別避難計画とします。
当事者ケアアセスメントで使用する安心防災帳の完成版も必要に応じて添付します。

A) 相談基本情報の整理
経路チャート、ハザードマップ、避難元マップ など

B) 基本情報(フェイスシート等)
名前、住所、生年月日、健康情報、家族情報、支援者一覧 など

C) ケアマニュアルや医療機器情報
操作マニュアル、バッテリーなど

D) 滋賀県災害時対応ノート

フローチャートは当事者の方が見てわかりやすい!

※既存のアセスメントシートがある場合は、それを使用しても可とします(少しでも手間を省くため)

E) マイトタイムラインと地域のタイムライン

+

安心防災帳(完成版)

+

個別避難計画の様式例(滋賀県高島市)

A) 相談基本情報の整理

A-1-1 風水害時の避難判断フローチャート例
 高島市 避難判断フローチャート例

A-2 避難先マップ例 (避難先が水害があった地域)
 高島市 避難先マップ例

フローチャートは当事者の方が見て理解しやすい!

作成するもの

- ①避難判断フローチャート (左側)
 風水害 (土砂災害)・地震災害・原子力災害時に避難を判断するフローチャートの作成
- ②避難先マップ (右側)
 自宅から各種災害における避難所 (避難場所) への行き方を記載。過去の災害の記録やハザード状況等についても記載。原子力災害時には、屋内退避や、市外への避難のための一時集合場所等を記載
- ③関係者連絡先

高島市特有の災害。国や滋賀県からも、原子力災害に対応する個別避難計画の取組が求められています

個別避難計画の様式例(滋賀県高島市)

B) 基本情報 (フェイスシート)

B-1 個別避難計画 フェイスシート
 高島市 個別避難計画 フェイスシート

B-2 自宅見取図
 高島市 自宅見取図

作成するもの

- ①フェイスシート
 - 当事者の基本情報
 当事者の住所、年齢、生年月日、連絡先、緊急連絡先、区・自治会名等を整理
 - 当事者の身体等の情報
 病名、主治医、服薬の有無、アレルギー、血液型、医療機器の情報、移動手段、寝室の場所、コミュニケーション、身体・知的障害の内容、介護の内容、利用サービス等を整理
- ②自宅見取図
 自宅の概要の作成 (玄関、車イスの置き場、当事者の寝室、災害時の避難路等)

玄関の位置
 車イスの置き場

個別避難計画の様式例(滋賀県高島市)

C) ケアマニュアルや医療機器情報

作成するもの

①ケアマニュアル

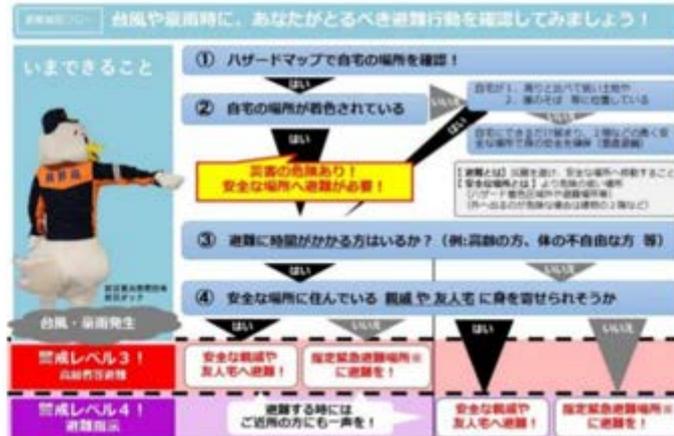
・医療・看護、食事、視覚・聴覚、移動・移乗、精神的支援、社会生活技能、補装具、日常生活用具、コミュニケーション、更衣、排せつ、入浴等の方法・留意点の整理、心身的状況の記入等

氏名()		ケアマニュアル		令和 年 月 日 発行
医療・看護(方法・留意点)	視覚・聴覚(方法・留意点)	社会生活技能(方法・留意点)	食事(方法・留意点)	
	移動・移乗(方法・留意点)	補装具・日常生活用具(方法・留意点)	排せつ(方法・留意点)	
	精神的支援(方法・留意点)	身体的状況 運動時に 必要時に 必要時	入浴(方法・留意点)	
食事(方法・留意点)	排せつ(方法・留意点)		コミュニケーション(方法・留意点)	その他(方法・留意点)

風水害への事前の備えと取るべき避難行動を確認しましょう

豪雨や台風への備え チェックリスト

- 災害時に重要な情報の確認先をブックマーク(お気に入り登録)。**
 - ・避難情報・気象注意報等:「長野県防災情報ポータル」
 - ・河川水位情報:「川の水位情報」
 - ・土砂災害の危険度情報:「長野県河川防災情報ステーション」
 - 各サイトのURLは県HPのサイト「防災気象情報入手し大雨に備えましょう」からまとめて確認できます。
 - 最低3日分の食料、飲料水の備蓄。**
 - より詳しくは冊子「災害用備蓄・非常持ち出し品について」を確認。
 - ・災害時は物流が停止し、食料や水が手に入らなくなります。
 - ・飲料水の備蓄は一人最低9L(3L×3日)必要。
 - 災害時の家族との連絡方法を確認。**
 - ・LINEなどのSNSの他、災害用伝言ダイヤルもおすすめ。
 - 非常持ち出し品を準備。**
 - ・非常持ち出し品とは避難する際の最低限の所持品のこと。服用薬など自分の生活にかかせないものを忘れずに。
- 【持ち出すものを確認しましょう】
- 食料・飲料 着替え 現金 保険証 服用薬 懐中電灯 携帯ラジオ 携帯電話
モバイルバッテリー 子供用のミルク・オムツ(当初用) 入浴・補聴器・眼鏡 マスク 体温計
消毒薬



※ 避難の要ではないですが、警戒レベル3・4発令時の要による避難及び案内での安全確保も可とします。

長野県マイタイムライン(様式)



BCP策定を取り巻く動き⑧

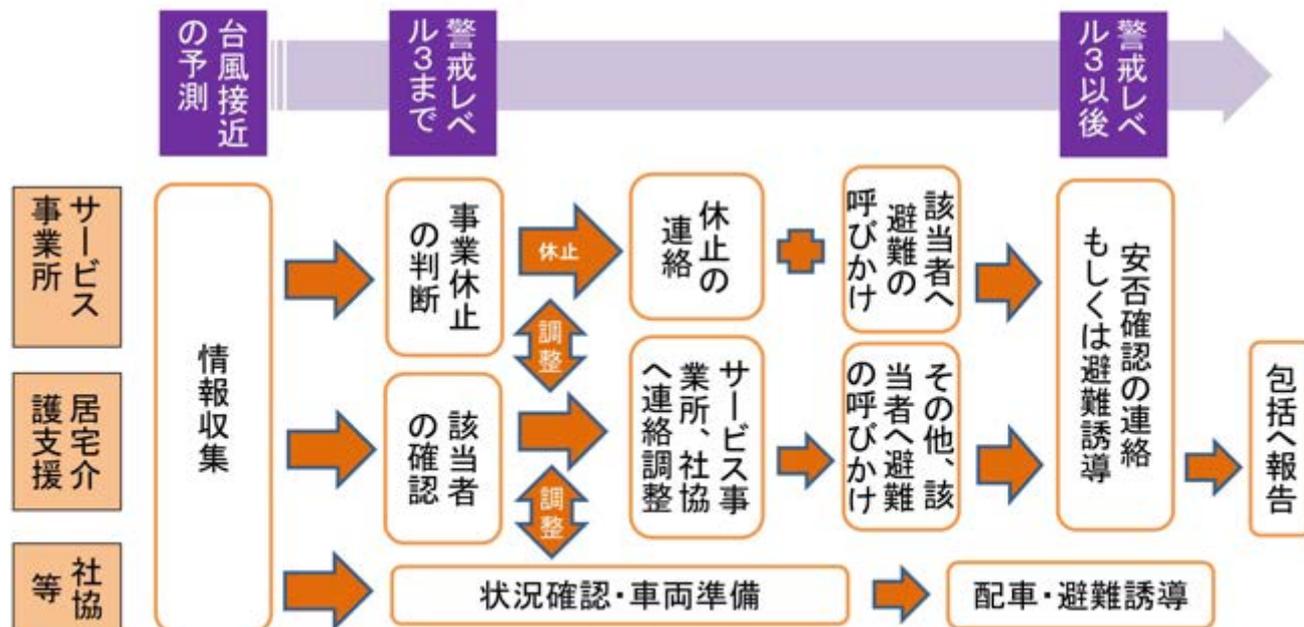
地域包括支援センター、居宅介護支援事業所を中心とした安否確認体制の確立

- (高齢者) 利用者の安否確認の必要性
 - ・事業者責任(利用者への安全配慮義務)として
 - ・「令和元年10月に発生した台風19号により被災した要援護高齢者等への対応について」(令和元年10月13日付・厚生労働省老健局振興課)にて地域包括支援センターは居宅介護支援事業者と協力して安否確認及び課題のアセスメントを行う旨
 - ・「令和元年10月に発生した台風第19号により被災した要援護高齢者等への対応について(その2)」(令和元年10月18日付・厚生労働省老健局振興課)にて上記の点と避難所及び在宅の(要援護)高齢者への支援を行う旨
- (障害者) 市町村が障害者(児)の安否確認を行うとともに相談支援事業者等と連携し、課題の把握、必要なサービスにつなげる旨

**参考：災害時避難・安否確認システム(水害・高齢)のイメージ
(居宅介護支援・サービス事業所)**

●事前に避難誘導(呼びかけ)の連絡を実施

(必要であれば事前に避難行動要支援者・個別計画作成)



**下呂市・高齢者らの避難を社会福祉協議会が支援
(2021年8月18日・NHK岐阜NEWS・WEB)**

先週からの大雨で避難の情報が相次いで出された下呂市では自力での避難が難しい高齢者や障害者を対象に、専用の車両で避難所に送り届ける支援が行われました。

避難を支援しているのは下呂市社会福祉協議会で、寝たきりの人や車いすの人など高齢者や障害者を対象に協議会のスタッフらが専用の車両で避難所に送り届けました。

今回の大雨では山あいにある小坂町に住む高齢者2人から要望があり、避難所に送り届けたということです。



参考:個別避難計画作成における5つの「つなぐ」

①地域と当事者をつなぐ

「見守りたくなる」「見守られたくなる」関係性をどう構築していけるか。個別避難計画のベースはあくまでも日常からの信頼関係です。

②フォーマルサービスとインフォーマルサービスをつなぐ

発災時は公的機関・団体と民間団体の連携なくしては成功はありません。それぞれの役割を確認しながら地域ごとに災害時の避難誘導體制を構築していきます。

③日常と災害時をつなぐ

個別避難計画は災害時に特化したものではなく、日常からの「暮らし」を災害時でもどう継続していくかという視点をもとに作成します。また、「日頃できていない事は災害時にもできない」という教訓から日常と災害時の活動の連動を意識します。

④行政の防災部局と福祉部局をつなぐ

災害時の「安全」を保障する防災部局と日常の「生活」を支援する福祉部局がどう互いの役割を認識しながら計画作成を進めていくか。この個別避難計画は安全と生活を守るための具体策を可視化したものです。

⑤個別避難計画と地区防災計画をつなぐ

個別避難計画は「個」のケースを扱ったものですが、調整を行う上では「面」(地域)で検討する必要があります。そうした意味で個別避難計画の取り組みを地区防災計画にも反映し、地区としての取り組みにつなげていきます。

BCP策定を取り巻く動き⑨

災害時情報共有システムの開始

●被災地の施設が直接、国に被害情報を報告する仕組みが始まります 「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」(R3.4.15・厚生労働省)

○社会福祉施設等の被災状況を迅速かつ正確に情報収集し、適切な支援につなげることができるよう、児童関係施設、障害児者関係施設及び高齢者関係施設について災害発生時における被災状況等を把握するシステム(以下「災害時情報共有システム」)を構築し、令和3年度から運用が開始

○災害発生時には都道府県等は、被害がない場合も含めて災害時情報共有システムへの被災状況等の入力適切に行われているか確認し、入力が行われていない施設に対しては速やかな入力を依頼する。通信障害等により社会福祉施設等において災害時情報共有システムへの入力が行えない場合には、都道府県等又は市区町村は当該社会福祉施設等の被災状況等を把握し、災害時情報共有システムへの代行入力を行う

対象施設種別

1 児童関係施設

(1)助産施設(2)乳児院(3)母子生活支援施設(4)児童養護施設(5)児童心理治療施設(6)児童自立支援施設 (7)児童自立生活援助事業所 (8)小規模住居型児童養育事業所 (9)婦人保護施設 (10)婦人相談所一時保護施設 (11)児童相談所一時保護施設(12)保育所・認定こども園等(13)放課後児童クラブ (14)児童厚生施設(15)地域子育て支援拠点(16)子育て短期支援事業を行う施設(17)一時預かり事業所(18)病児保育事業所(19)産後ケア事業を行う施設

2 障害児者関係施設

(1)障害者支援施設(2)福祉型障害児入所施設(3)医療型障害児入所施設(4)共同生活援助(5)短期入所(6)療養介護

3 高齢者関係施設

(1)老人短期入所施設(2)養護老人ホーム(3)特別養護老人ホーム(4)軽費老人ホーム(5)認知症高齢者グループホーム(6)生活支援ハウス(7)介護老人保健施設(8)介護医療院(9)小規模多機能型居宅介護事業所(10)看護小規模多機能型居宅介護看護事業所(11)有料老人ホーム(12)サービス付高齢者向け住宅

4 その他施設

(1)救護施設(2)更生施設(3)宿所提供施設

※災害時情報共有システムにおいては、別紙に掲げる「対象施設種別」に該当しない通所施設等についても被災状況等の把握が可能であることから、災害の状況に応じて、これらの被災状況等を把握し、必要な支援につなげる

BCP策定を取り巻く動き⑩

災害復旧の実際とそれに伴う補助金等

●被災地の施設が直接、国に被害情報を報告する仕組みが始まります 「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」(R3.4.15・厚生労働省)

施設経営を持続する	
避難状況	事業(介護報酬)の継続
施設外でケア	① 災害特例で事業場を変更して事業継続
	② 利用者退所扱い、事業所間の契約で介護を実施、人件費の一部を得る
	③ 利用者退所扱い、事業が不継続(職員が介護に従事できない事態)
施設内でケア	事業継続 例)1階被災、2階以上でケア継続等
緊急入院	—

事業所間の協力促進
保険者の理解

被災施設復旧を支援する主な制度

厚生労働省

社会福祉施設等
災害復旧費

中小企業庁

グループ補助金

原状回復(被災前の
状態に戻す)に要す
る費用に対する助成

中小企業等グループ施設等復旧整備補助金

被災した中小企業等グループが策定する復興事業計画について、「産業活力の復活」、「被災地域の復興」、「コミュニティの再生」、「雇用の維持」等に重要な役割を果たすと見込まれる場合に、各事業者が復旧に要する費用を補助します。

対象者

中小企業等グループに参加する構成員(被害を受けた県内の事業所であって、商店街振興組合、まちづくり会社等を含む)

補助率等

中小企業者・中小企業事業協同組合等:3/4(国1/2、県)/4)
上記以外(中堅企業等):1/2(国1/3、県1/6) 補助上限額:1社あたり15億円

対象費目

施設費;設備費等(資材・工事費、設備調達費等を含む)

長野県資料抜粋

BCP作成支援を講師チームに依頼する場合

スケジュール例と概算経費

①法人内プロジェクトチームによる協議 (第一回)	経費 20～ 30万円
②法人内プロジェクトによる協議 (第二回) 研修Ⅱ 図上シュミレーション	
③法人内プロジェクトによる協議 (第三回) 全員研修、あるいは、BCP明文化案を活用したワークショップ	
④法人内プロジェクトチームによる協議 (第四回) ※予算等、先ずは気軽にご相談ください	



○ 申込先 BCP策定講師チーム事務局

特定非営利活動法人 さくらネット内
兵庫県西宮市末広町4-7 夙川レッチオレジデンツァ402
TEL:0798-23-3215

BCP分冊化を推奨いたします

※協定締結状況や事業所の実態に合わせて必要な事項を盛り込みます

BCP策定講師チーム資料

職員参集・安否確認ハンドブック(平時の取組も記載します)

- 豪雨災害時、事前避難行動手引き
- 地震等発生時初動行動手引き(想定場面ごと行動指針)
- 利用者安否確認マニュアル
(利用者の被害状況確認手順を記載、その結果を分析し、対応方針を検討します。災害VCニーズ班として果たすべき事項も記載します)
- 災害VC開設・運営マニュアル
(行政との連絡調整、開設判断根拠、運営体制、受援協働の考え方、日々のセンター運営・広報活動方法、記録・報告方法、など)
- 福祉避難所他への対応マニュアル
- 業務再開手順

職員参集・安否確認ハンドブックについて(要素例)

- 法人としての災害対応基本方針
- 職員のあり方、平時からの心構え
- 事業所としての災害対応重点テーマ・目標
- 地震夜間および勤務時間外に水害事前対応が必要になる場合の参集基準
- 地震夜間および勤務時間外に水害が発生した場合の職員安否確認方法を検討

⇒豪雨災害については、「災害福祉カンタンマップアプリ」を活用して事前にリスク評価《地域・職員・利用者のリスク》を行うことが望ましく、そのお手伝いもいたします。

豪雨災害時、事前避難行動手引き(例)

豪雨災害発生前の避難開始判断基準検討シート			
区分	判断基準(例)	平日の対応概要(例)	休日の特別対応(例)
警戒レベル1	早期注意情報	今後の降雨予測や地域に被害が発生しうるかなど動向確認	予測可能な場合は金曜日までに地域の被害動向を確認しておき、休日に警報が出た場合の対応を検討しておく
警戒レベル2	大雨注意報	(総務・本部) 警報発令後の組織対応確認、備蓄備品の確認 (居宅・訪問・デイ) 警報発令時の動きの確認	(総務)事務局長および次長にて、警報発令後の組織対応を確認し、管理職間のLINEでの情報共有を行う
警戒レベル3	大雨警報発令時 洪水警報発令時 土砂災害メッシュ情報(黄色) 注意情報(黄色)	氾濫 に関する考え方の関係者(役場・事業所・利用者家族・民生委員他)確認	(総務) ○事務局長および次長は役場との情報共有を行い、職員の待機出勤等が必要な場合について検討しておく
警戒レベル4	大雨警報発令継続 洪水警報発令継続 土砂災害メッシュ情報(オレンジ) 氾濫警戒情報(オレンジ)	(入所) ○土砂災害メッシュ情報が薄紫になった際の避難行動について職員間で最終確認を行う	(訪問) ○災害危険区域在住で家族支援の得られないAランク者の施設移送などの調整
警戒レベル5	避難勧告→避難指示 示氾濫危険情報(薄紫) 災害メッシュ情報(薄紫)	避難指(訪問) 土砂 ○訪問介護サービス停止、翌日対応の確認、職員の帰宅支援、待機職員は被害発生時の準備を実施	(居宅) ○翌日以降の事業休停止を決定、職員間にて共有、関係機関および利用者・家族への連絡調整を実施
その他	被害は発生していないものの役場が必要と認めた場合 および被害発生により役場が必要と認めた場合	(担当部署・総務) ○役場から福祉避難所開設要請を受けた場合の対応を検討	(入所) ○役場およびケアマネージャー他から被災施設の応援としての緊急入所受け入れ要請を受けた場合の対応を検討
発災後	被害発生	別に定める法人としての職員安否確認・参集基準に基づき全職員が行動する	別に定める法人としての職員安否確認・参集基準に基づき全職員が行動する